各刑事施設視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和３年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	R4.3.15	医療について、診察や薬の処方を希望しても対応してくれない等の意見が出ていることから、いま一度、常日頃から健康問題に関する訴えには丁寧に耳を傾けることを要望する。	医療については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第５６条及びその他関係法令に基づき適切に実施している。当所は多数の被収容者を収容しているが、診察を希望する者については、医師の所見により、必要性、緊急性等を検討の上時期を逸することなく診察を実施している。 健康問題に関する訴えについては、今後も真摯に受け止め、一層患者に寄り添った医療となるよう関係職員への周知を継続していく。
2	札幌刑	R4.3.15	新型コロナウイルス感染症対策に限らず、全ての感染症対策について、最優先課題として取り組むことを要望する。	今後も、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、全ての感染症対策を継続していく。
3	札幌刑	R4.3.15	刑務官の受刑者に対する言動について不穏当とされる意見が多く寄せられていることから、刑務官と受刑者の適切な関係に一層の注意を払っていただきたい。	刑務官の受刑者に対する言動については、定期的に職員研修を実施しているほか、日々の職務における指導等の機会を通じても継続的に注意喚起している状況である。具体的な事例検討及び討議形式による研修を取り入れることで実効性のあるものとなるよう努めているところ、形骸化することのないよう今後も取り組んでいく。
4	札幌刑	R4.3.15	矯正処遇について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第５６条において規定されているとおり、受刑者の心身の状況や健康に配慮し、その時々の状況に応じた適切な対応、柔軟な対策を講じていただきたい。	医務部、処遇部門をはじめ、関係部署と情報共有及び連携を密にし、被収容者の心身の健康状態等に応じ、作業指定や休養処遇など適切かつ柔軟な対応を行っているほか、本人の心身の状況の変化に応じて、対応や対策を講じており、今後も継続して対応していく。
5	札幌刑	R4.3.15	優遇措置の評価基準について、生活の心得に記載しているとしても、具体的に何をすればよいのか明確な基準を定め、受刑者に対してより分かりやすく説明するなど、公表の在り方について改善を求める。	優遇措置の評価事項については、日常生活の態度や作業及び各種指導への取組状況、懲罰や表彰の有無等で決定され、原則、６か月ごとに評価され、告知している。 今後は、告知の際、評価の低い者（４、５類）を中心に、低評価の理由等を説明することを検討したい。
6	札幌刑	R4.3.15	外部交通について、受刑者に対して、発受信が禁止となる信書を例示するなどして、周知することを検討していただきたい。	信書の発受については、法令に基づき、個別にその許否を判断しているところであり、一様にその例示を示すことは困難である。また、審査等のため時間を要するものの、可能な限り早く被収容者に交付できるよう努めてまいりたい。
7	札幌刑	R4.3.15	書籍の購入及び取扱いについて、書籍が届くまでの期間や不許可となる可能性などについて、事前に受刑者に説明するなどの対応を求める。	書籍については、法令に基づき、個別にその許否を判断しているところであり、一様にその例示を示すことは困難である。また、審査等のため時間を要するものの、可能な限り早く被収容者に交付できるよう努めてまいりたい。
8	旭川刑	R4.3.14	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、職員や被収容者の人権に配慮しつつ、引き続き医学的知見に基づいて感染及び感染拡大の防止に努められたい。	職員及び被収容者に対する新型コロナウイルス感染症対策については、職員や被収容者の人権に配慮しつつ、法務省作成の新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づいた対策を徹底するほか、関係機関と連携を図り、引き続き医学的知見に基づいた対策を講じることとしたい。
9	旭川刑	R4.3.14	職員に対する指導及び教育、とりわけ人権教育を徹底されたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、この際も、被収容者の人権に配慮した指導を行わなければならないと考えている。当所では、今後も被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行について、定期的な職員研修を通じて、職員の人権意識の向上に努める。
10	帯広刑	R3.7.6	優遇集会の飲み物を、常温ではなく、冷やして出すことを検討されたい。	令和３年８月の優遇集会から、飲料を冷やしておいて給与している。
11	帯広刑	R3.7.6	職員について、休憩中であっても、建物内での喫煙をやめさせるよう検討されたい。	職員待機室内に喫煙専用室を設けているところ、保安警備上の問題もあるため、その取扱いを直ちに変更することは困難である。
12	帯広刑	R3.9.14	食事の副食が３品から２品に減ったことについて、「減塩対策の観点からの実施である」旨の理由を被収容者に対して説明することを要望する。	献立内容を見直すことで、塩分摂取量を減らしつつ副食が３品になる日を徐々に増やしている。所内新聞で、減塩対策についての現状と改善結果を周知した。
13	帯広刑	R3.11.9	居室備付けのお茶用ポットは中に手が入らずすすぐことしかできないので、定期的な漂白消毒を行うことを検討されたい。また、座布団カバーの洗濯を行うことについても検討されたい。	令和４年２月から、お茶用ポットは工場内で漂白剤による消毒を行い、座布団カバーは洗濯を実施することとした。
14	帯広刑	R3.11.9	自弁購入できる衣類について、４Ｌや５Ｌサイズまで取り扱うことを検討されたい。	特別購入品として取り扱うようにする。
15	帯広刑	R4.1.18	マスクの交換について、毎日実施するよう検討されたい。	令和４年２月３日から毎日交換を実施している。
16	帯広刑	R4.1.18	汚染入浴は、通年シャワーで実施しているが、湯温	冬季等は浴槽のお湯を使用させるなど、柔軟に対応

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			が低い時期には、浴槽のお湯を使用することについて検討されたい。	する。
17	帯広刑	R4.1.18	単独室と共同室とでは、テレビ視聴可能日が異なるので、同日とするよう検討されたい。	単独室及び共同室、共に毎日視聴させる取扱いに変更した。
18	帯広刑	R4.1.18	意見・提案箱備付けの鉛筆が書きにくいことがあるので、ボールペンに変更することを検討されたい。	令和４年３月４日からボールペンに変更した。
19	網走刑	R3.7.13	炊場工場の就業者の残業食を他施設のように変更してほしいとの意見があるので、検討されたい	通達に基づき、規定された増菜代の範囲内で既製品を支給しているが、他施設のように調理品で支給する場合、調理に割り当てる人員の確保が困難なこと及び調理後の保管管理を行わなければ食中毒のおそれがあることから、既製品の給与を継続する。
20	網走刑	R3.7.13	水性ボールペンを購入できるようにしてほしいとの意見があるので、検討すべきである。	品目に追加し、令和３年９月から購入できるように対応した。
21	網走刑	R3.7.13	優遇集会の甘味品を選択できるようにしてほしいとの意見があるので、検討すべきである。	管内の他施設の運用を確認し、１・２類集会については、令和３年１１月から甘味品を選択できるように対応した。
22	網走刑	R3.7.13	工場の水道水から灯油臭がするとの意見があるので、対応すべきである。	対象工場の屋外灯油タンクの給油管に亀裂ができたため、同亀裂から灯油が土壌に漏えいし、土壌内の給水管に同油が付着したことから、同工場の水道水から灯油臭がすることとなったので、令和３年１０月に耐油性の水道管に交換する工事を実施して改善した。
23	網走刑	R3.9.29	理髪を実施する際、ラテックス手袋を使用できるようにしてほしいとの意見があるので、対応すべきである。	一部の工場でのみ衛生手袋を使用していたため、意見があった日から、全工場で使用することとした。
24	網走刑	R3.9.29	パンの日が月６回ないのは不適切との意見があるので、検討すべきである。	被収容者に対するパンの給与については、通達により定められており、当所のような外部委託加工による給与は、５日に１回を超えない範囲とされており、問題はない。
25	網走刑	R3.10.27	テレビを自由チャンネルにしてほしいとの意見があるので、検討すべきである。	令和３年１２月からテレビの視聴については自由チャンネルとした。
26	月形刑	R3.11.17	就寝薬の投与時間について、就寝３０分前程度に投与できるよう、応援職員を配置するなどして、就寝薬と他の薬剤の投与時刻を分けて行うことを検討されたい。	夜間勤務体制の時間帯のため、応援職員を配置することは難しい。就寝薬等は服薬管理が重要であるところ、就寝薬の投与時間を分けることは過誤投与につながることも考えられることから、現状の投与方法を継続することで理解いただきたい。 なお、当所医師は上記の実情を踏まえた上で薬剤を処方している。
27	月形刑	R3.11.17	高齢受刑者の円滑な社会復帰のためにも、職業訓練募集の際に、年齢制限を設けないことを検討されたい。	選定基準は「おおむね５５歳未満で心身が健康である者」で、一律に５５歳以上の応募者を選定の対象外とはしていないが、今後は、職業訓練への応募を断念させることとならないように、年齢の表記方法について検討することとしたい。
28	月形刑	R4.1.17	円滑な社会復帰に資するものと思われるので、経済に特化した新聞を閲読できるように、回覧新聞の種類を増やすことができないか検討されたい。	大臣訓令において、日刊通常新聞の閲覧は、１紙の日刊通常新聞紙の備付により行うこととされている。その他、受刑者は日刊通常新聞紙を購入することができるが、書き込み防止や検査の事務量が増大することを防ぐことを理由として、指定事業者からの１月以上の継続的な購入に制限している。どうしても特定の記事を閲覧させたいというのであれば、当該記事を切り抜くなどしてもらった上で、一部分をパンフレット類として差入れさせる対応を取っている。 宗教新聞や政党関係発行の新聞紙など、内容が一般に広く購読されていないものである場合は、相応の理由があると認められれば、差入れを認めるといった柔軟な対応をとっている。
29	月形刑	R4.3.24	気温上昇に対する対応として、被収容者の着衣や身体の清拭等、被収容者からの合理的要望に対しては、柔軟な対応を検討されたい。	熱中症対策の一環として、パジャマの上衣を脱し、シャツ、パンツ及びパジャマズボン姿での就寝を認めているところであるが、寝冷えによる体調不良の防止や、直接、寝汗などが布団に付着することによる布団の汚染防止など、健康管理上及び衛生管理上の面から必要と認められるものであり、社会通念上も相応のものと考えている。身体の清拭については、工場に就業していない被収容者と比較して、工場就業者については、体力の損耗の度合いが高く、発汗も多いと考えられることから、工場就業者に対して、入浴日以外に清拭を認めているところであるが、今後も、気温、生活環境、就業状況及び予算事情を考慮の上、柔軟に対応することを検討したい。
30	月形刑	R4.3.24	作業報奨金について、被収容者において利用が必要不可欠と思料されるにもかかわらず、その利用が不許可となるようなことがあれば、それは法の趣旨に合致しないことになりかねないとも思われるので、合理的	在所中の作業報奨金の支給については、各居室備付けの所内生活心得に記載されているほか、入所時の指導等の機会に周知を図っているところであるが、作業報奨金は、釈放後の当座の資金確保の目的を有するた

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			な運用を行われたい。	め、被収容者からの申出の都度、個別具体的にその必要性を検討の上、必要と判断される額の支給を認めているところである。必ずしも被収容者の意向と合致するものではないため、今後も、申出があった際は、十分な説明を行うこととしたい。
31	函館少刑	R4.3.28	自弁物品の品目ごとの種類を増やすよう努めることを求める。	取扱品目の拡大については、これまでも必要に応じて対応してきた経緯はあるものの、今後も可能な範囲で拡大に努めていく。
32	函館少刑	R4.3.28	所内における被収容者に対する各種制限について、被収容者から職員がその理由を問われた際に回答するよう努めることを求める。	被収容者からの質問等に対し、職員が回答していない事実はないものの、確実に周知されるよう一層努めていく。
33	青森刑	R4.2.28	炊場については、連日稼働させる必要があることから、休日にも必要人員を就業させ、その代替措置として平日に代休が与えられているが、現状として就業人員が不足しているため、代休日のうちおおむね４分の１について、６時間未満の作業を割り当てている。就業人員の増員を行う等して、代休日は一日中休息に充てられるよう要望する。	当所においては、炊場の就業人員の確保を最優先事項としているものの、炊場の就業者として適性のある者が少なく、十分な人員を確保することができないため、代休日に、やむを得ず６時間未満の作業を行わせる場合があるが、引き続き作業形態の見直しや工夫を検討するとともに人員の確保に努めたい。
34	青森刑	R4.2.28	仮就寝時間帯、就寝時間帯及び午睡時間帯を除き、居室での横がは禁止されているが、一定の姿勢をとり続けることは、腰痛等の身体の苦痛の原因となり、自由な姿勢をとることが身体の苦痛を取り除くために必要と考えられるため、横がをする際には届出をさせることや、巡回する刑務官に様子が分かるよう通路側に背中を向けて横がしないこと等の条件を付けることで、被収容者の異常の有無は確認可能と思われることから、居室で横がすることを一般に禁止しないよう要望する。	当所においては、原則として、仮就寝時間帯以降を除き、横がすることを認めていないが、例外的に、熱中症対策又は感冒対策として、必要があれば一定時期に横がを認めており、現在の運用を継続する。 なお、腰痛等の症状を呈する被収容者については、医師の判断の下、横がを認める場合もある。
35	青森刑	R4.2.28	昼夜間単独室に収容されている受刑者の刑務作業として、現状としては木製コースターを磨く作業のみを課しているが、居室内での作業という空間的な制約があることや、刑務作業の依頼先を確保することが容易でないことは理解するものの、同一の単純作業を居室内において一人で連日繰り返し行うことの苦痛は相当なものであると思料するので、複数の作業を課すよう要望する。	居室内において実施する作業には種々制約があり、受注活動には努めているものの、そのような制約の下において実施可能な作業を民間企業から受注することができず、やむを得ずに木製コースターを磨く作業のみを行わせている状況にある。引き続き、居室内において実施可能な作業の受注に努めたい。
36	宮城刑	R4.3.30	職員は手指消毒を行っており、接触感染の可能性は低いものと思料されるが、被収容者が購入した物品を職員が素手で交付しているとのことであり、被収容者から見た場合、新型コロナウイルス感染症対策が不十分ではないかとの懸念を抱きかねないものであることから、そのような懸念を生じさせないような工夫をするよう求める。	基本的な感染防止対策を徹底するとともに、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」等に基づき、手指消毒の徹底等の対策を講じているところであるが、今後も、感染状況に応じた感染症対策の改善も含めて、適切に対応していきたい。
37	宮城刑	R4.3.30	令和４年３月、新型コロナウイルス感染症の陽性反応を示す被収容者が複数名生じる事態となっている。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、更なる新型コロナウイルス感染症対策を行うよう求めるとともに、必要十分な医療を提供するよう要望する。	引き続き、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」等に基づき、感染状況に応じた感染防止対策を徹底するとともに、十分な医療の提供に努めたい。
38	宮城刑	R4.3.30	取調室内において反則行為の調査が行われる際、調査中の録音・録画はできる状況にはないとのことであるが、調査の対象となっている被収容者のためにも、調査に当たる職員のためにも、調査中は録音・録画ができるような体制を作ることを検討することを求める。	反則行為の調査の状況を録音・録画することについては、当所限りにおいて判断することはできないため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
39	宮城刑	R4.3.30	意見・提案書の様式について、「書き切れない場合は裏面を使用すること」などの付記ができるか確認を求めたところ、宮城刑務所からは、上級官庁に確認した上で、①様式は矯正局長の指示に基づく通達で定められたものであり変更できないこと、②各施設の事情で個別に様式を変更する場合、矯正局として各施設の実情を把握することが困難になること、③必ずしも意見・提案書にはよらず、自弁の便箋等を使用しても問題ないとの回答があったが、様式の変更を許さないとする理由として説得力に欠けるため、更なる検討を求める。	通達で定められた様式を当所独自の判断で変更することは困難であるが、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
40	宮城刑	R4.3.30	主食や副食の量の不均衡等の苦情が散見される。配膳における職員の立会いの方法を含め、不公平や不公平感の生じないような工夫をされることを要望する。また、食事を適切に取ることが被収容者の健康の維持につながるため、献立や味付けなどを工夫されるとともに、適切に対応されることを要望する。	不平等・不公平を未然に防止するため、主食については、はかりを用いて計量を行っているほか、配膳時には必ず職員が立ち会って全品目視検査を行っている。 食事の給与熱量及び各栄養素については、規定に基づいて適正に給与し、塩分量についても配慮しているところであるが、引き続き、味付けを工夫したり、新メニューを取り入れるなどして、被収容者の健康維持を踏まえた給食に努めてまいりたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
41	宮城刑	R4.3.30	使い捨てカイロの購入可能期間について、１２月１日から３月３１日までの期間制限をなくしてほしいとの意見があった。宮城県は、当該期間以外でも寒冷な時があることから、購入可能期間については柔軟な対応を要望する。	自弁物品の取扱い業者に対し、使い捨てカイロの購入時期のより柔軟な取扱いについて問い合わせたところ、使用期限が定められた季節商品の販売時期の変更は在庫管理等の観点で容易ではないとのことであり、北収容棟への移転後は使い捨てカイロの購入件数が相当減少していることから、これらの実情を踏まえると、現状維持が相当であると考える。 なお、購入済みの未使用の使い捨てカイロの取扱いについては、柔軟な対応に努めたい。
42	宮城刑	R4.3.30	感染予防のための居室外側巡視路窓の常時開放について、寒冷時には常時ではなく時間を限定して開放してほしいとの意見や、夏場は熱中症対策のために扇風機やクーラーを設置してほしいとの意見があった。新収容棟の暑さや寒さについての要望等については、今後の推移を見守ることとなるが、新収容棟に収容されていない被収容者の居室の温度等の環境について配慮を求める。	当所は医療重点施設であり、基礎疾患等を有する被収容者を多数収容している中で、被収容者に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合、重症化する者が発生するおそれがあること、また、感染症対策の専門家からも十分な換気は感染拡大防止に大きな効果がある旨の見解が示されている点からも、現状の運用は、感染予防のために不可欠であることを理解されたい。 収容棟の生活環境については、適時把握し、所要の措置を検討する等の対策に努めてまいりたい。
43	宮城刑	R4.3.30	新収容棟の収容開始によって、従前夕方であった新聞の回覧が日中に変更になったことに伴い、被収容者から、新聞を回覧しているときにメモを取ることができなくなったとの苦情があった。この点を宮城刑務所に確認すると、運用上は、申出があった場合、担当職員の面前でメモを取らせるとのことであったが、そのような運用がなされているのであれば、それを全体に周知するよう求める。	令和３年９月１３日から備付日刊通常新聞紙の閲覧要領を変更しているが、変更後の閲覧方法では新聞記事等をメモすることは想定していないこと、また、担当職員の面前でメモを取らせたとする対応は、個別事情等による対応であったものと思料されることから、同対応については被収容者に周知すべき事項になじまないことを御理解いただきたい。
44	宮城刑	R4.3.30	担当職員が被収容者に対して高圧的態度をとる、暴言を吐く等の苦情が寄せられている。宮城刑務所に対し、被収容者への接し方等についての職員研修等が開催されることがあるのか確認したところ、言葉遣い等についての研修を実施したとの報告を受けた。職員が適正に職責を果たせるよう、今後も、引き続き、言葉遣いに関する研修や被収容者への接し方等に関する研修を定期的に実施するとともに、職員に対する研修・教育等の更なる充実を要望する。	職務の性質上、被収容者に対して厳しく注意・指導をしなければならない場面があるところ、そのような状況であっても、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、今後も各種研修・教育を通じて職員の人権意識の喚起・高揚を図っていきたい。
45	秋田刑	R4.3.1	意見・提案書の申出内容の検討は、視察委員会が施設運営の状況を検討する上で重要である。今後も速やかな説明・回答を励行するよう要望する。	視察委員会に対し、引き続き速やかに誠実に説明・回答を行っていく。
46	秋田刑	R4.3.1	食事について、一般的な内容・量・メニューに対する意見・希望があるが、予算及び規則等を考慮し、希望に添えるよう努力するよう要望する。また、個々に配分される食事の量に差があり、差別されているとの意見があるので、今後は差がないように注意して配給されるよう要望する。	食事の内容については、給食アンケートを実施するなどして被収容者の意見・希望を勘案した献立作りを行っている。食事の量については、適切に配分するようにしているところであるが、汁物の量を正確に測り給与することを徹底するなど、改善を図った。
47	秋田刑	R4.3.1	テレビ、ラジオ視聴について、時間・内容等に改善が見られたところ、今後もできる範囲で希望に添うよう要望する。	今後も可能な限り被収容者の希望などを参酌して、内容等を決める運用を行う。
48	秋田刑	R4.3.1	暖房等の室温について、地域性もあるところ、できる範囲で調整を要望する。	採暖機器の使用方法については、適正な室温となるよう管理を徹底しているところ、今後も室温管理を適切に行っていく。
49	秋田刑	R4.3.1	職員の言動等について、一部被収容者から不満があったが、研修会を実施するなどし、数年前から改善されつつあり、今後も職員に更なる研修・教育を継続することにより、被収容者の人権を考慮し、改善できるところは改善し、不満や行き違い等が少なくなるよう要望する。	職員不祥事防止研修等を繰り返し実施しているところ、今後も適時適切に職員に対して必要な人権研修や教育を実施していく。 なお、令和３年度も、職員の言動についての研修を実施している。
50	秋田刑	R4.3.1	新型コロナウイルス感染症について、施設の対策を確認し、今後も感染者が発生しないよう注意することを要望する。	新型コロナウイルス感染症対策を見直し、ウイルスを持ち込ませないよう基本的な対応について更に周知徹底し、感染拡大防止のための対策を継続していく。
51	山形刑	R4.3.17	被収容者に対する言葉遣いとして不適切であるものについて、職員が認識を共有できるようにする研修等の機会を設けることを求める。	令和３年度において、被収容者の人権に配慮した言動ができるよう被収容者に対する不適切な言葉遣い等を内容とする「被収容者人権研修」を実施しており、今後も継続していく。
52	山形刑	R4.3.17	医師が不適切な態様で医療行為を行っていないか随時確認し、必要に応じて医師に注意するなどして、適正な医療行為が行われるための措置を執るよう求める。	当所の医師は、社会一般の医療の水準に照らし、適切な医療上の措置を講じている。また、医師の診療には、従前から、医務課職員に加え、状況に応じて処遇部門職員も立会しており、医師による適切な医療行為を確認している。
53	山形刑	R4.3.17	新型コロナウイルス感染症対策のために、換気を行った際の室温の低下、居室での新聞回覧の停止による新聞を読む時間の減少といった不利益を生じている	新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を行っているところ、換気をすることにより温度が一時的に

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			ことへの不満の声が出ている。新型コロナウイルス感染症対策をすることによって、被収容者の処遇環境が悪化することのないよう十分な配慮をすることについても、併せて求めたい。	低下する場合があるが、その場合は、ストーブの設定温度を上げるなどして対応している。 新聞の回覧については、感染防止対策から、回覧の機会を極力減らし、工場（食堂）においては新聞の部数を増やすとともに、運動場、体育館に掲示する方法に改めており、処遇環境が悪化しないよう配慮している。
54	山形刑	R4.3.17	職員が、視察委員会への意見・提案書の投かんや苦情の申出をした被収容者を非難したり、不利益に扱ったり、意見・提案箱へ投かんをした者を特定しようとすることがないよう、また、そのように誤解されるような行為も行わないよう指導、教育することを求める。	視察委員会への意見・提案書の投かんや苦情の申出をした被収容者を非難したり、不利益に扱ったり、意見・提案箱へ投かんをした者を特定しようとすることのないよう、機会あるごとに職員に指導しており、そのようなことはないものと承知しているが、被収容者に誤解を与えることのないよう、今後も研修等を実施していく。
55	福島刑	R4.3.18	常勤の精神科医をできるだけ早く採用すべきである。	今後も医療体制の強化に努めていくが、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
56	福島刑	R4.3.18	職員は被収容者の人格を尊重し、良識ある公正な態度で向き合うべきである。	引き続き、各種研修等を通じて職員を育成し、適正な被収容者処遇に取り組んでいきたい。
57	福島刑	R4.3.18	少人数での運動会やオンラインでの慰問演芸など、新型コロナウイルス感染症対策の下でも可能な施設行事を検討し、実施すべきである。	新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、実施可能な施設行事を検討したい。
58	福島刑	R4.3.18	食事の配膳方法や配膳に用いる容器を工夫したり、食堂に暖房器具を入れたりすることで、温かいメニューはできるだけ温かいまま給与できるようにすべきである。	温食給与のため、保温用食缶を使用するなど配慮しているが、今後も更に検討したい。
59	福島刑	R4.3.18	老朽化した郡山拘置支所の改修・改築を検討すべきである。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
60	盛岡少刑	R4.3.25	これまでも食事については、食事の量に差があるなどといった意見・提案書の投かんが続いており、その都度、盛岡少年刑務所からは差があるといった事実はない旨の回答があったが、引き続き、食事の量の不正等が行われないよう監督を求める。	職員が立会の上、個々に配分される食事の量を確認しており、食事の量に差はないと認識しているが、引き続き、食事量の不正が行われないよう、厳格に監督する。
61	盛岡少刑	R4.3.25	公費による通信教育について、出所後の生活に必要な資格や受講科目を増やすよう検討することを求める。	費用の全部又は一部を国庫の負担とする教育的活動における通信教育については、予算事情を勘案した上で６種類（日商簿記２級・３級、宅地建物取引士講座、自動車講座、企業会計マスターコース、杜陵高校通信課程）を設けているが、来年度以降は、予算事情や社会的ニーズを勘案した上で、更なる受講機会の付与について検討していく。
62	盛岡少刑	R4.3.25	購入出願した書籍が被収容者に交付されるまでの期間を短縮するよう求める。	自弁の書籍等の交付は、その内容、分量等に照らして訓令等に定められた期間内に交付しており、今後も、期間を超過することのないよう努めていく。
63	盛岡少刑	R4.3.25	新型コロナウイルス感染症等の感染防止に引き続き努めるよう求める。	市中感染の状況を踏まえ、感染拡大対策を徹底するなどして、施設内へのウイルスの持ち込み及び感染の拡大の防止に努めている。
64	盛岡少刑	R4.3.25	職員の言動に対する意見・提案書が散見されたことから、不適切な言動や被収容者の誤解を招く言動がないよう、引き続き、施設職員に対する指導監督を徹底するよう求める。	職員は、その職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、被収容者からの誤解を招くような言動がないよう、冷静を旨とし、適切な距離を保ちつつも、厳格な中にも温かみをもって対応するよう、引き続き、指導していく。
65	盛岡少刑	R4.3.25	令和３年度も視察委員会ニュース（こずかたニュース）を発刊した。引き続き、掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのこずかたニュースを各居室へ備え付けるよう求める。	全ての視察委員会ニュース（こずかたニュース）を被収容者の各居室に備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続していく。
66	盛岡少刑	R4.3.25	盛岡少年刑務所における「釈放時アンケート」の分析結果について、毎年、視察委員会へ報告されたい。	令和元年度分の分析結果を令和３年９月１６日に報告しているところ、令和２年度分の分析結果を令和４年９月頃までに報告することとしたい。
67	水戸刑	R4.3.22	新型コロナウイルス感染症対策について、今後も施設に持ち込まないための職員への対応、及び仮に持ち込まれた場合のクラスター化させないための対応を継続的かつ改善して実施し、合わせて新型コロナワクチン接種の促進を要望する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対応については、指示等を発出して全職員に対して周知徹底を図っているが、令和４年度も引き続き、様々な感染防止対策を講じていくとともに、医師の指示に従い被収容者のワクチン接種を促進していくこととする。
68	水戸刑	R4.3.22	水戸拘置支所・土浦拘置支所の施設の老朽化が顕著であり、当該老朽化のため、処遇が他施設と比して著しく劣るということは望ましくなく、被収容者を収容する施設全体についても、順次改修や建替え等の検討・協議を進めるよう要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
69	水戸刑	R4.3.22	令和４年度も引き続き熱中症等の暑さ対策を講じ、万が一にも死亡事例等が生じない対応を要望する。	令和３年度に、本所及び水戸拘置支所・土浦拘置支所の居室棟に空気循環システムを設置し、居室棟にお

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
				ける熱中症等の対策を講じており、令和４年度も引き続き被収容者の熱中症予防対策を講じていくこととする。
70	水戸刑	R4.3.22	令和３年度も救急搬送後に病気等が原因での死亡事例が報告されているので、平時から被収容者の体調等の配慮及び動静の把握に努めるとともに、自殺事案についても配慮を要望する。	被収容者から体調不良の申出等があった場合は、速やかに医師の診察を行い、症状等によっては外部医療機関の診察を受診させるなど、適切に対応しているところであるが、引き続き被収容者の適正な健康管理や動静把握に努めるとともに、自殺事案の未然防止についても努めていくこととする。
71	水戸刑	R4.3.22	現在、新型コロナウイルス感染症対策で面会室の仕切り板等の穴が塞がれているため、面会者同士の声が聞き取りにくい状況にある。面会は被収容者の更生に当たっても重要な意味を有するものであるので、会話が聞き取りやすいように、水戸刑務所のみならず、すべての支所の面会室にも可及的速やかにマイクの設置を要望する。	令和３年度において、土浦拘置支所の面会室改修に合わせて全室にマイクを設置したが、水戸刑務所面会室のほか、水戸・下妻両拘置支所の未設置の面会室へのマイクの設置についても、予算事情を勘案して順次設置を行うこととしている。
72	栃木刑	R4.3.31	「●●できない」等の意見・提案に対し、既に施設から回答を受けたものについては「●●できる」等とするものが多い印象を受けたが、受刑者が知らない（理解できていない）ために苦情等が生じていることが考えられる。速報性のある告知と恒常性のある文書（所内生活の心得等）を組み合わせて正確かつ継続的に受刑者に周知されるよう一層の工夫を求めたい。	受刑者への告知方法等について、より正確かつ継続的に周知できるよう既存の文書等の見直しを図りつつ検討する。
73	栃木刑	R4.3.31	職員によって回答・指示が違うので困惑する等の意見があったが、受刑者向けに文書等を整備・周知しているのであれば、職員の回答・対応の差異が減少し、一層正確な指導・教示の実現に結びつくと考えるため、検討されたい。	受刑者への告知方法等について、より正確かつ継続的に周知できるよう既存の文書等の見直しを図りつつ検討する。
74	栃木刑	R4.3.31	職員のメンタルヘルスケアについて、相談窓口の開設や広報による有用な積極的な発信に努めているが、このような取組が活用され、心理的負担の軽減や精神的な安定に資することを期待している。	より効果的な取組の導入を検討するなど、継続的に職員のメンタルヘルスケアの充実化に努める。
75	栃木刑	R4.3.31	貴所には様々な属性や境遇の受刑者を収容していることから、標準的な対応のもとで属性に由来する不利益を被る特定の少数当事者について、その不利益解消のために個別対応を要する事例があった。このような少数当事者固有の不利益への合理的配慮は人権擁護に照らして必要なことであるから、引き続きご対応をお願いしたい。	個々の受刑者の事情を踏まえ、必要な配慮を行うなどして、基本的人権を尊重した被収容者処遇に努める。
76	黒羽刑	R4.3.4	黒羽刑務所は閉庁となるが、それまでの期間及び閉庁後の残務処理においても、職員等の就労・作業等の環境維持のため適切な対応がなされるよう要望する。	閉庁業務に係る職員の勤務に当たっては、引き続き適切な勤務環境維持に努める。
77	喜連川セ	R4.3.10	令和３年度をもってＰＦＩ事業が終了するが、受刑者が社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な措置を受けることができるよう配慮されたい。また、処遇の変化については、受刑者に十分な告知をするよう要望する。	ＰＦＩ事業終了後も、引き続き社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な措置を受けることができるよう配慮している。 また、処遇に関する変更点については、必要に応じて受刑者に告知している。
78	喜連川セ	R4.3.10	監視カメラの映像を少なくとも２、３か月程度保存するよう設備の充実を検討されたい。	今後、予算状況等を踏まえ、設備の充実を検討する。
79	前橋刑	R4.3.31	令和２年度に引き続き、２か月以上経過しても診察してもらえないといった診療までの期間や希望する薬が必要量処方されないといった服薬に関する苦情が寄せられているところ、充実した医療体制を確保することが非常に重要であることから、引き続き、非常勤医師を確保し、可能な限り診療日を多く確保して診療体制の充実に努めていただきたい。	充実した医療体制を確保することは重要であると認識しており、必要な診察までに２か月を要する事実はなく、医務巡回により准看護師等が申出内容を確認し、医師に報告の上、適切に診察を実施している。薬については、医師が症状に応じた必要量を処方しており、用法、用量、効能及び副作用について適切に説明を実施している。非常勤医師の確保については、予算事情を勘案して、必要に応じて、上級官庁に要望したい。
80	前橋刑	R4.3.31	エアコンが導入されたが、現在も屋上直下の階は暑く、設定温度を下げてほしいとの要望も引き続き出ていることから、予算を確保して冷暖房を積極的に使うとともに、冷却剤の貸与以外で講じられる措置がないかを検討の上、居住環境の整備、維持管理を引き続き進めていただきたい。	居住環境の整備、維持管理については、これまでも必要に応じて対応してきたところ、令和４年の夏季においては、更なる対策としてエアコンの設定温度を１度下げるなどの対策を講じることとしており、今後も効率的な予算執行に努め、被収容者の健康維持のための各種対策を講じていきたい。
81	前橋刑	R4.3.31	刑事施設においては高齢者や持病のある者が多いので、どこまで対策が必要かを検討しつつ、新型コロナウイルス感染症対策を実施していただきたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、水際対策及びその他の感染拡大防止対策の徹底を図っているところであるが、引き続き、所在地域の感染状況、流行株の性質その他の医学的知見を踏まえながら、医師の指示に従い講じるべき対策の検討を継続し、適切な対策を講じてまいりたい。
82	前橋刑	R4.3.31	フォークリフト運転科など職業訓練の機会を与えているのは承知しているが、職業訓練を受けられなかったとの不満が一定数寄せられており、受刑者の社会	受刑者の再犯防止の観点から、処遇審査会において、できる限り多くの受刑者が職業訓練を受講できるよう柔軟に審査を行うとともに、同訓練の充実に向

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			復帰後の再犯を防止するには資格を取得させ、できるだけ一般社会人に近い就職の難易度となるよう就業機会を保障し、相応の生活水準を確保できる環境を準備することは必要であることから、職業訓練の充実拡大を検討していただきたい。 　また、ファイナンシャルプランナーの資格を取得するため自弁で電卓を使用したいとの要望もあり、社会復帰後の再就職に向け、可能な限り学習関連ツールの使用許可について引き続き検討していただきたい。	け、努めてまいりたい。 　また、学習関連ツールの使用の許否については、関係訓令等に基づき適切に判断してまいりたい。
83	前橋刑	R4.3.31	令和３年度も、職員の言葉遣いについての不満が出ているところ、刑務官の被収容者との会話について、無用に被収容者の自尊感情を傷付けることのないよう、引き続き指導監督されたい。	職員に対しては、被収容者との対応に際し、感情的にならず、威厳と温かみをもって真摯かつ公正・公平に向き合い、言葉遣いに気を付けるよう指導しているが、今後も同指導を継続し、職員の勤務状況を適正に監督していきたい。
84	前橋刑	R4.3.31	貸出用の備付書籍の不足を改善されたい。	保管中の貸出用書籍と備付書籍の交換を定期的に実施しているところであり、今後も新しい書籍の購入について、検討しているところである。
85	前橋刑	R4.3.31	リンゴやオレンジ等の果物が支給されなくなった等の不満や要望が非常に多いところ、食品価格が上昇傾向にあり、予算面での制約があるならば、予算の増額を働き掛けるなどして予算を確保し、引き続き食事等を改善されたい。	食事に関しては、し好調査の結果を踏まえつつ、生の果物を支給したり、季節感のある献立となるよう改善を図っているところである。予算確保については、今後も上級官庁と調整しながら適切に対応していきたい。
86	前橋刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症対策のために中止となっている行事もあることから、対策を行いつつ行事を復活させたり、運動用具の拡充を図るなど、娯楽、運動等の健康管理に関する要望について対応されたい。	運動や知的、教育的及び娯楽的活動に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、可能な範囲でその実施に努めているところ、今後も引き続き、所在地域の感染状況等を勘案しながら、行事等の実施を検討していきたい。
87	前橋刑	R4.3.31	所内のラジオ・テレビ視聴について不満が出ているので、どうして制限がなされているのか、必要に応じて被収容者に説明されたい。	所内のテレビ及びラジオ視聴については、「受刑者生活心得」等により視聴の制限等に関する説明を行っているところ、今後、必要があれば、より丁寧に周知、説明することを検討したい。
88	千葉刑	R4.3.31	令和４年３月現在、被収容者の新型コロナウイルスの感染が認められる状況の報告を受けていることから、引き続きまん延防止についての適切な対応を求める。ただし、まん延防止のために採られる措置が被収容者の人権侵害に至る事態が発生することは絶対に阻止しなければならず、当委員会は、令和３年１２月６日付け「被収容者に対するマスク着用指導についての申入書」を貴所に提出した。今後もマスク着用指導に関することに限らず、行き過ぎた対応により被収容者の人権が脅かされることがないよう、常に慎重な考慮をされたい。	令和４年３月に被収容者の新型コロナウイルスの感染が認められたが、引き続き、職員及び被収容者のマスク着用、手指の消毒等感染防止対策を徹底しつつ、被収容者に対するマスクの着用指導については、感染状況を踏まえながら、行き過ぎたものとならないよう医師の指示に従い慎重に対応していく。また、その他の指導についても被収容者の人権に配慮し、適切に行っていく。
89	東日本成	R4.3.29	医療従事者が被収容者に対して十分に診療情報を伝え、また、治療方針や投薬について被収容者が理解できるように十分な説明をするよう改善を求める。	治療方針や投薬内容については、主治医が口頭により、被収容者に対して説明を行っているところ、再度、被収容者から説明を求められた場合についても、改めて、主治医が口頭で被収容者に説明を行っており、引き続き適切に対応する。
90	東日本成	R4.3.29	被収容者から診療記録の開示を求められた場合には、開示請求の方法を適切に教示するよう改善を求める。	被収容者から、開示請求に係る教示を求められた際は、開示請求先を適切に教示することとしている。なお、被収容者への診療情報の提供は、原則として口頭で行っており、医師が必要と認める場合には、検査数値、画像等を提示するなど、適切に行っている。
91	東日本成	R4.3.29	刑務官及び看護師の夜勤について、仮眠や休憩の時間が設けられているとはいえ、職員が職場に滞在している時間が２４時間に及ぶということは、一般社会の常識からみてもあまりにも長く、過酷な労働環境であると言わざるを得ない。上級官庁とも協議の上、職員の勤務時間を短縮するよう改善を求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
92	東日本成	R4.3.29	職員の育児休業の取得について調査したところ、女性職員については取得がされているが、男性職員については取得がほとんど見られない状況がうかがわれる。今後は、男性職員についても育児休業を取得しやすいような環境を整備するよう改善を求める。	男性職員でも短期間ながら育児休業を取得している職員は複数名いるものの、女性職員と比較してその数が少ないことは否定できない。子が生まれた男性職員に対しては、個別に制度趣旨等について説明を行っているところ、本人が育児休業を取得したいと考えた際に、上司や同僚がこれを受け入れ、バックアップできるよう職場全体として取り組んでいきたい。
93	東日本成	R4.3.29	被収容者から、夏季処遇期間ではないが特別に暑かった日に、衣類を脱ぐことを許されなかったり、ノートを使ってあおぐことを禁止されたりしたとの指摘があった。夏季処遇期間であるか否かにかかわらず、特別に暑い日（あるいは寒い日）には、衣類をはじめ室温への対処について柔軟に対応されるよう改善を求める。	夏季処遇期間においては、うちわを貸与したり、時間及び場所を指定して、着衣の脱衣を認めるなど、被収容者の体調管理に適切に配慮しているが、前提として当センターは全館空調による温度管理がなされているため、館内において、特別の配慮を要するほどの室温の寒暖差は想定されない。なお、ノートを使用してあおぐことについては、ノート本来の使用用途と異なることから、従前の取扱いを変更する予定はない。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
94	東日本成	R4.3.29	被収容者から、医師から病気の改善のためになるべく多く身体を動かすよう言われているため、運動場だけでなく、居室においても自由時間に運動をしたいとの指摘があった。今後は、被収容者の病状に応じて、居室における軽い運動をすることについての許可をされるよう改善を求める。	今後も、医療上の必要性に応じ、個別具体的に居室内運動を許可するなど、適切に判断していくこととしたい。
95	東日本成	R4.3.29	拘束帯を使用する際は、使用方法につき十分に注意をし、後に身体に悪影響を及ぼすことのないように配慮するよう改善を求める。	拘束帯の使用については、医師の指示により、抑制に伴う局所の圧迫による神経障害、循環障害の予防、また、身体拘束に伴う体動の制限からくる二次的障害の予防を徹底するなど、被収容者の身体に悪影響を及ぼすことのないよう、安全に行っている。
96	東日本成	R4.3.29	被収容者の出所後の再犯防止や社会復帰支援は重要課題であるところ、実際には、支援が必要な出所者全てに対して円滑な引継ぎがなされるのは困難な状況であるように見受けられる。上級官庁や関係機関の協力も得て、出所後も医療や福祉を受ける必要のある出所者に対して円滑な引継ぎがなされるよう改善を求める。	当センターから満期釈放される患者受刑者については、本人の病状等に応じて釈放直後から継続治療が必要な者について、通院及び入院する病院の確保を行い、費用面に問題がある者に対しては、支援を希望しない者を除き、地方自治体の福祉への連携を全件達成している。なお、今後においては、引き続き円滑な引継ぎを実施していくことに加え、支援を希望しない者に対しても知識の付与や働き掛けを徹底する。
97	東日本成	R4.3.29	貴センターにおける生活上の規則は、一般社会におけるルールとは大きく異なり、被収容者からすれば、初めて聞くものも多い。生活上の規則等について、被収容者から質問がなされた場合は、被収容者の理解度に応じて、丁寧にその内容を教示されたい。	当センターにおける生活上の規則については、被収容者が理解できるように実施しているところ、質問等があれば、都度、必要な範囲で被収容者に説明しており、今後も適切な対応に努めていきたい。
98	東日本成	R4.3.29	弁護士会の人権救済申立てに関する情報を、入所者に対して書面で配布する等の方法で周知されたい。 なお、人権救済申立てに関する手続（申立方法・手続の流れなど）については日弁連のホームページに情報があり、問合せ窓口等も記載されている。	法律・人権相談を行っている機関は複数あることから、特定の機関についてのみ情報提供を行うことは考えていない。受刑者から個別に問合せがあればその都度対応している。
99	東日本成	R4.3.29	法テラスの出張法律相談について、利用に必要な情報を入所者に分かりやすい書面を配布したり、法テラスの発行している資料を閲覧に供したりする等の方法で周知されたい。	法律・人権相談を行っている機関は複数あることから、特定の機関についてのみ情報提供を行うことは考えていない。受刑者から個別に問合せがあればその都度対応している。
100	東日本成	R4.3.29	法テラスの出張法律相談の実施に際しては、懲罰中である等の理由で面会実施に至らないケースも想定されることから、出張法律相談実施日をあらかじめ打ち合わせておき、その日については懲罰を一時停止する等、出張法律相談が実効的に実施される措置を設けられたい。	当センターにおいて、懲罰を理由として法テラスの出張法律相談の面会が実施されなかったケースはないところ、今後も、個別具体的な状況に応じて適切に判断していくこととしたい。
101	府中刑	R4.3.17	令和３年度は、視察委員会からの質問に対する施設側からの回答において、質問が求めている内容に正面から答えることなく、はぐらかすようなものが目についた。いま一度、視察委員会制度が設けられた趣旨をご確認いただくとともに、視察委員会からの質問に対しては、施設の内情に明るくない者でも理解できる形でのご回答を作成いただくことをお願いしたい。	今後一層、視察委員会からの質問に対し、真摯かつ誠実に検討を行い、質問の内容に対し、適切に対応するよう努めてまいりたい。
102	府中刑	R4.3.17	懲罰手続において、反則行為をした疑いのある被収容者からの希望に基づき補佐人が面接を実施するとされている。しかし現状において、反則行為容疑者が補佐人から話を聴いてもらえることは、所内生活の手引きや懲罰審査会開催等に関する通知書に記載されているものの、十分に周知されてはいないようであるため、原則として、補佐人が反則容疑者と面接を実施する運用とすることを検討されたい。	懲罰を科する手続を行う上で補佐人が果たす役割については、今後、刑執行開始時の指導の機会等を利用して、受刑者に対し、周知に努めることとしたい。 なお、当所の現状として、反則容疑者の人数が多く、また、補佐人との面接を望まない者もいるところ、希望する者に対しては面接を実施するほか、補佐人による反則容疑者との望ましい面接の在り方については、今後も検討を重ねていくこととしたい。
103	府中刑	R4.3.17	医療に関して、簡潔であっても、医師が診察を要しないと判断した理由を記した書面を作成し、受刑者本人に交付するような運用とすれば、受刑者本人も医師から放置されているわけではないとの安心感を得られるであろうから、そうした運用の採用可能性について検討されたい。	被収容者の診察については、看護師等が被収容者の症状等を綿密に確認の上、医師にその症状を報告し、医師の指示により適切に診療を行っており、対面により実施しない場合であっても、対面と同等に必要な医療処置等を適時適切に実施している。 なお、診療情報の提供については関係訓令において、原則として口頭によるものと定められており、必要に応じ、適切に診療情報を提供している。
104	府中刑	R4.3.17	当施設の受刑者の生活領域には時計が設置されていない。居室に設置することは保安上問題があるため難しいとのことであったが、工場等、設置に支障がない場所には時計を設置することを検討されたい。	現在、各工場、体育館及び講堂などには、時計を設置している。 時計を屋外運動場に設置することについては、予算上の制約等もある中、前向きに検討することとしたい。
105	府中刑	R4.3.17	単独室において、居室で不服申立てに係る告知を行う場合があり、隣接する居室の被収容者に内容を聞かれ、トラブルになっているとの苦情が寄せられている。施設は、周囲の受刑者に聞こえないように配慮して告知を行っているとしているが、秘密保持には限界があると思われる。居室で苦情告知を行わざるを得ない場合には、書面の形で交付や提示を行う方法を採用	各種不服申立ての告知については、原則、調査室等の別室に連行した上で告知している。特別な事情で居室から移動できない場合については、周囲に内容が分からないように配慮して告知しているが、御指摘の件は、担当職員間で情報共有することとしたい。 なお、不服申立て制度のうち、「苦情の申出」については、関係訓令により、「苦情の申出の処理結果を

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			することを検討されたい。	申出人に口頭で告知することによって行うものとする。」と規定されており、これにより口頭で行っているので御理解願いたい。
106	府中刑	R4.3.17	メニュー表、番組表について、居室で新聞と一緒に回覧してほしい、との要望が寄せられていることから、新聞と一緒に回覧する運用について、改めて検討されたい。また、併せて、視察委員会ニュースについても、少なくとも最新号について、メニュー表などと同じように、新聞と一緒に回覧する運用を検討されたい。	被収容者の回覧物については、各居室に回覧する都度、回覧物に不正な書き込み、切り抜き、破損等がないかを居室棟勤務職員が確認しており、また、平日夜間、休日については出勤する職員を最小限に抑制しているので、回覧物を増やすこととなると、職員の業務負担が増大することとなる。記事の文中に記載された書き込み等を見逃したまま、隣室の被収容者に回覧した場合、不正連絡等の事案を誘発する可能性があるため、現在の方法を維持することとしたい。
107	府中刑	R4.3.17	満期出所者について、施設からは、本人からの希望があれば随時相談に応じているほか、釈放日のおおむね６週間ないし４週間前に面接を実施し、釈放後の帰住予定地、引受人等について確認し、必要性が認められる場合は、釈放時の保護を行っており、福祉的支援や就労支援も実施しているため、出所３か月前に一律に面接相談を実施する必要性はない、との説明があったが、施設内で生活しているだけでは出所後の生活をイメージすることは難しいと思われるので、施設側から早期に意識的に働き掛けることを検討されたい。	受刑者の出所後の生活を見据え、刑執行開始時の調査において、釈放後の帰住予定地に関するニーズ等を確認し、帰住予定地が未定の者に対しては、受刑期間を通じて、帰住予定地を設定するよう随時働き掛けているほか、帰住予定地が未定である受刑者の名簿を作成し、関東地方更生保護委員会保護観察官に出所後の生活に関する面接を依頼するなどしている。 このように、満期釈放者等に対する釈放後の生活に向けた必要な支援等の措置を執る体制はできているものの、御意見を踏まえ、今後もこうした者が釈放後の生活をイメージし、その円滑な社会復帰に向け、入所当所から受刑期間を通じた受刑者への働き掛けや関係機関との連携などに努めてまいりたい。
108	府中刑	R4.3.17	信書発信のために作業報奨金を使用したいとの申請について、送付先を記入させる場合があることについて説明がなされたが、依然として信書発信に過剰な制約となっている疑いがあるため、運用を改めることの検討を再度求めたい。	作業報奨金については、基本的に釈放時に支給することが原則とされ、出所後の生活を支える当座の資産となることに鑑みると、使用目的や報奨金計算残額などを個別具体的に検討し、収容中に使用させることが相当であるかを判断する必要がある。信書の発信においては、特に送付先がその時点で改善更生の観点から適切であるかを判断する必要があるため、現行の取扱いを維持することとしたい。
109	府中刑	R4.3.17	昼夜間単独室収容者の意見・提案書について、運動に行く際に意見・提案箱に意見・提案書を投かんするような運用の採用可能性について検討されたい。	昼夜間単独室収容者が意見・提案書を投かんする場合、申し出れば、職員が意見・提案箱を居室前まで持っていき、投かんさせているので、被収容者が運動に行く際に投かんすることの効果の差異は認められず、被収容者に特段の不利益はないものと思料される。また、運動連行時に書面を携行させた場合、密書等の授受のリスクが高まるなど、所内の規律及び秩序に与える悪影響が大きいと考えられるので、現在のやり方を維持することとしたい。
110	府中刑	R4.3.17	令和２年度当委員会への回答において、レターパックライトの使用を認めることは困難であるとの説明がなされたが施設の説明については疑義あるため、改めてレターパックライトの導入の可否の検討を願いたい。	レターパックプラスとレターパックライトの大きな相違点は、費用面のほか、郵送物が受領者に対面で手交されるか否か、厚さ制限の有無であるところ、レターパックライトを導入した場合、同制限の範囲内に収まっているかを確認するなどの新たな業務負担が生じることから、その点を考慮しつつ、令和４年度において、改めて導入に係る検討を行うこととしたい。
111	府中刑	R4.3.17	読書を促進することの意義は大きいことからすると、刑事施設では可能な限り読書の機会を増加させるべきだと思われる（将来的には、余暇時間などの機会を利用して、読書会の開催を検討すべきであろう）。定期的に、工場備付書籍を移動させることで読書機会を増加させることを検討されたい。	定期的な工場備付書籍の移動に当たっては、他工場の被収容者間における不正連絡等の反則事犯発生を防止するため、書き込み等の検査を職員が実施する必要があるほか、移動自体も相当な業務量となることから、今後、その実施の可否について検討することとしたい。
112	横浜刑	R4.3.25	令和４年に横須賀刑務支所で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについて、感染力の強い変異株の出現等の要素が影響している可能性もあるが、感染対策の不徹底や、令和３年の横浜刑務所でのクラスター発生後の気の緩みなども原因として考えられるため、今回のクラスター発生の原因を改めて検証し、従前の対策に不十分な点がなかったか検討を求める。	令和３年の横浜刑務所でのクラスター事案では、感染拡大の原因の一つとして、工場の稼働再開に係る判断に甘さがあり、「警戒感の低さ、判断の甘さ」が挙げられていたところ、令和４年の横須賀刑務支所でのクラスター事案では、感染対策に対する警戒感が薄れていたことに加え、工場の稼働の見合わせの範囲に係る判断の甘さなどが原因であったことが認められる。 その他にも、多くの反省点が認められており、これら反省点を踏まえ、感染対策の徹底に万全を期することとする。
113	横浜刑	R4.3.25	新型コロナウイルス感染症について、職員や被収容者に感染者が出た場合、被収容者は刑務作業や日常生活に大きな影響を受け、新型コロナウイルス感染症に関する情報に接する機会も限られており、不安を覚えやすい状況にあることから、有効かつ合理的な感染対策の実施及び被収容者への十分な情報の提供を求める。	被収容者又は職員に新型コロナウイルスへの感染が認められ、所内における感染拡大が懸念される場合には、刑務作業の中止や、共同入浴の中止などの制限を行いつつ、運動や入浴について、保健衛生に配慮した対応を行うほか、テレビ視聴の時間延長や特別菓子の支給など、ストレスを解消させるための措置を講じている。 また、被収容者の不安等を解消し、制限の目的等を理解させるため、主に毎朝、所内の感染状況や、動作時限等の告知放送を行い、積極的な情報提供を行っている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
114	横浜刑	R4.3.25	令和３年度から居室棟廊下に設置された冷暖房設備について、引き続き柔軟かつ適切な使用に努めるとともに、個々の居室内への通風等の問題（冷気が廊下から居室内に入らないなど）に対して、設備の使用方法の改善を求める。	令和３年７月から、熱中症対策として各居室棟廊下に整備されたエアコンの運用を開始している。また、居室内に冷気を送るための工夫として、各居室棟の廊下には大型扇風機を数台ずつ、各共同室内には扇風機１台をそれぞれ設置して、エアコンと併用しているほか、各居室の食器口等を開放している。
115	横浜刑	R4.3.25	横須賀刑務支所は海沿いに立地し、大地震が発生した際には、短時間で津波が到達するおそれがあるため、横須賀市が津波ハザードマップに注記している最大浸水予測ラインを目標にした避難計画を検討するよう求める。 また、極力短時間で適切な避難が可能となるよう、様々な状況を想定した避難訓練を実施することを求める。	横須賀刑務支所の避難計画（津波対策）については、内規を定めて実施しており、最大浸水予測ラインを想定した避難場所を指定している。また、避難訓練については、令和２年度及び令和３年度に実施しているところ、令和４年度は視察委員会の意見を踏まえた訓練を実施したい。
116	横浜刑	R4.3.25	職員の被収容者に対する高圧的な言動や侮辱的な言動については、研修が行われてもそれが実際の現場でいかされなかったり、とっさに威圧的な言動が出てしまうといったこともあるので、引き続き職員に対する研修等の対策を実施するとともに、現場においてその効果を確認することを求める。	被収容者に対する職員の言動については、職員点検時又は部署ごとのミーティングの機会を通じて、人権に十分配慮した上、感情に任せた言動をすることのないよう指導しているほか、監督者に対しては、部下職員の言動を注視するよう指示し、確認させている。 引き続き、職員点検時やミーティング等を通じて、機会あるごとに人権に十分配慮した対応を採るよう指導を継続していく。
117	横浜刑	R4.3.25	施設内でできるだけ幅広く医療を受ける機会を確保するよう努めるとともに、診察結果や診療内容の十分な説明を行い、被収容者が希望したにもかかわらず直ちに診療が実施されない場合には、その理由を丁寧に告知・説明することを求める。	当所では、准看護師である刑務官が医務巡回を行い、被収容者から申出があった場合には、医師から指示を受けて対応しており、執務時間外であっても医師及び看護師等が宅直し、必要に応じて出勤し対応している。 このほか、健康診断、各種がん検診等の実施など、被収容者が医療を受ける機会を確保できるよう努めている。 診療においては、被収容者の希望のみをもって実施するのではなく、医師が診察の要否を判断し、必要と認められた場合に診察等を実施している。また、専門医が常時在勤していないこともあり、診察までに時間を要する場合もあるが、そのような場合には被収容者に対しても必要な説明を行っており、引き続き、丁寧な対応を継続していく。
118	横浜刑	R4.3.25	浴場設備の老朽化により、蛇口から出る温水の温度調節がうまく行かず、熱湯が出てやけどをしそうになるとの訴えがあるため、予算上の措置が必要な問題であることは承知しているが、上級庁とも協議の上、早期に必要な設備の修繕が行われるよう求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。 なお、当所の入浴場の給湯方式は、水と加熱蒸気を混合して給湯する方式となっていることから、温度調整が難しい形となっている。
119	新潟刑	R4.3.22	新型コロナウイルス感染症対策として、①職員の執務室、仮眠室における換気（換気扇による強制排気を含む）、②被収容者について接種券の有無にかかわらず、希望する者全員に対して、新型コロナワクチン接種を行うことができる体制の構築、③被収容者に新型コロナウイルス感染症重症者が発生し、外部病院に入院が必要となる場合に備えて、円滑に入院が行える体制の構築、をそれぞれ求める。	①事務室は３０分当たり５分以上窓等を開放し、仮眠室はサーキュレーター等により常時喚起している。②新潟市との協議の結果、接種券が無い者に対する接種は困難であるとの回答を得ているが、接種券を所持していない被収容者に対しては、個別に接種券を入手できるよう必要な働き掛けを行い、速やかに接種できるよう調整を行っている。③重症者に対しては、上級官庁と調整の上、医療刑務所への移送を含め、適切に対応する体制を構築している。
120	新潟刑	R4.3.22	医師が常勤している強みをいかして、普段から地元医師会と顔の見える関係を築いていただきたい。	引き続き、地元医師会、地域医療機関と良い関係を築けるよう積極的な関係構築を図りたい。
121	新潟刑	R4.3.22	高齢被収容者対策について、令和２年度の視察委員会意見に対する講じた措置では、「他施設の高齢被収容者の処遇状況を視察するなどの取組を行うことを検討する。」とされていたが、この１年間で具体的にどのような視察、取組及び検討を行ったのか回答を求める。	新型コロナウイルス感染症のまん延等の事情により、他施設の処遇状況を視察することはできなかったところ、他施設の高齢被収容者への取組を参考として、介護専門スタッフを採用したほか、福祉専門官等による高齢被収容者の認知機能検査と特別調整件数を増加させ、高齢被収容者の処遇を充実させている。
122	新潟刑	R4.3.22	被収容者の生活全般、特に食事、入浴、洗濯、理髪等の各場面における衛生管理を改善し、徹底させるよう求める。	引き続き、法令に基づき、確実な衛生管理を行っていく。
123	新潟刑	R4.3.22	認知機能が低下した被収容者の入浴は、転倒や湯の汚染の可能性があるため、安全面と衛生面の観点から、認知機能の程度によって、シャワーのみとする、入浴順を最後にする等の方法が安全である。	現在でも、被収容者の身体状況、認知機能等を踏まえて、転倒又は汚染の可能性がある場合には、個別にシャワーのみ又は入浴順を最後にする等の対応は行っているほか、身体状況又は認知機能によっては、介護専門スタッフによる介助入浴も実施している。
124	新潟刑	R4.3.22	暑さ・寒さ対策として、夏季において、水分補給、体温を下げるための工夫（シャワー使用、アイスクリーム等の支給）及びエアコン稼働の柔軟化、冬季において、ヒーター稼働の柔軟化（エアコン・ヒーターの稼働時間、温度設定等）などの取組を一層充実されるように求める。	現在、夏季において、水分補給、シャワー使用、アイスの支給、エアコン稼働を、冬季において、ヒーターの稼働等を柔軟に実施しているところ、今後も気温上昇又は下降状況を勘案し、各種対策を柔軟に実施することとしたい。
125	新潟刑	R4.3.22	配食方法に関する意見が見られており、食事の配食	配食に際しては、各所に職員を配置して確実な視察

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			について、可能な限り、副食の配食が不平等とならないよう配食時のチェック体制の強化・改善が必要である。	を行っているところ、配食立会職員を増員等することは、職員配置上、困難であるため、現行体制において、引き続き確実な配食立会を行うこととしたい。
126	新潟刑	R4.3.22	令和２年度の視察委員会意見に対する措置として、新潟刑務所におけるテレビ視聴時間の説明があったが、他施設と比較して、平日・休日の全体として、１０９分少なく、「他施設と同等」とは言い難いため、テレビ視聴時間を増やすこと検討されたい。	被収容者のテレビ視聴時間について、他施設と同程度の視聴時間を設けることを検討したい。
127	新潟刑	R4.3.22	新潟刑務所の刑務作業は「金属」が多いところ、職業訓練は３種目に限られている。他施設の取組を参考として、園芸、農業、林業、介護、情報処理などの社会復帰後の就業就職につながる取組の拡充を求める。	作業及び職業訓練の実施種目等は、当該刑事施設の施設設備、指導者の確保、協力企業の存在、近隣住民の理解、保安上の制約等を踏まえて、適切に選定し、取組を行っているところ、今後も、これら制約を踏まえた上で、可能な限り、就労につながる作業及び職業訓練を実施できるよう努めていきたい。
128	新潟刑	R4.3.22	被収容者の死亡事案について、視察委員会開催時の施設概況としての報告のみではなく、事案の詳細や具体的原因と再発防止策を視察委員会に報告することを求める。	被収容者の死亡事案についても、頂いた御意見を踏まえながら、可能な限り視察委員会に情報提供していくこととしたい。
129	新潟刑	R4.3.22	処遇状況（願箋の回答までの期間、書籍の閲覧禁止、菓子の支給、特別食（延長食等）の賞味期限、鼻毛切りの使用、シャープペンの使用、テレビ視聴時間、夏季シャワー等）について他施設と取扱いが異なるとの意見が寄せられている。他施設の運用と比較して、改善可能な点は改善し、やむを得ず他施設と異なる運用とする場合には、被収容者に対し、十分な説明を行う機会を設けるよう求める。	被収容者の処遇は、法令等の範囲内において、各刑事施設の実情を踏まえて行われるものであるため、他施設と全く同様の取扱いとする必要まではないものの、特段の理由なく、他施設と極端に異なる取扱いとすることは適切ではないことから、この点を踏まえ、適正な処遇を行うこととしている。また、被収容者に対する十分な説明は、必要に応じて個別に行うこととしたい。
130	新潟刑	R4.3.22	令和２年度の視察委員会意見に対する措置として、物品購入について、「施設間で大きく異なった運用とならないよう、視察委員会の意見を踏まえた上で、施設内で検討し、改善が必要なものは改善を図りたい。」としているところ、令和３年度において、検討した事項及び改善した事項について回答を求める。	現在、他施設で購入できて、当所で購入できない物品は、調達状況を理由とするもの以外はなく、原則として、他施設と同様の取扱いとなっているほか、所内での検討を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から、不織布マスクの購入について柔軟に対応するよう改善した。また、差入れ時の購入においても、制限する運用を変更し、差入れを受ける個々の被収容者にとって、所内で使用できる物品であれば、窓口での購入差入れができる取扱いに改善した。
131	甲府刑	R3.12.21	職員の勤務に問題はないと認識しているが、一般論として、職員の被収容者への対応に関して、不必要に対立的な応答を行うことによって、懲罰手続等に至らしめて職員への事務負担を生じさせることや、被収容者の改善更生の意欲を減じることがあるので、被収容者との適切な関係を構築することが、円滑な施設運営に資するものと考えるので、配意願いたい。	頂いた御意見は関係訓令等に掲げられている事項と共通しており、冷静、沈着を旨とすること、人間的な温かみをもって被収容者等と接すること、社会に是認される常識的配慮をもって判断することなどについて、事務連絡の発出をもって全職員に指導した。
132	長野刑	R4.3.31	被収容者に対する刑務官職員の言動の問題について、貴所からは、外部の講師を招へいし、全職員を対象として人権研修を実施する、との回答があった。しかし、数年来と同様、令和３年度も被収容者から、刑務官職員の言動に対する問題点の指摘が多数出されている。かかる現状を踏まえれば、一部の刑務官職員に関しては、研修の成果が改善につながっているか疑念を抱かざるを得ない。 そこで、今後は、一部の刑務官職員により被収容者に対する侮辱的、高圧的な言動が行われる現状把握と原因を分析した上、より実効性の確保される研修の実施を要望する。	職務の性質上、被収容者への対応を厳格に行わなければならない場面が多々あり、これに不満を抱く被収容者もいるものと思料される。令和３年度にあっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部講師の招へいを見送ったものの、視聴覚教材により、全職員に研修を実施した。また、研修を充実させるべく、少人数単位かつ意見交換を含めた研修も別途実施している。今後も機会あるごとに、職員の人権意識向上を図るための研修等を実施することとしたい。
133	長野刑	R4.3.31	余暇活動について、被収容者から再開を求める意見が多数出されている。新型コロナウイルス感染症対策の必要性は、現在も変わらないところであるが、一般社会において感染予防策を講じた上で各種スポーツ大会等が実施されるようになっている。 そこで、被収容者の精神的な安定や充実に資するという活動の趣旨に照らし、一律中止ではなく感染予防策を施した上で可能な限り実施することを要望する。	受刑者に係る余暇活動の援助のうち、スポーツ行事等については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、必要な感染対策を講じながら、実施の可否を判断しているところである。 なお、近年中止又は変更したものの全てが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のみを理由としたものではない。例えば、卓球大会については、令和元年度まで実施していたが、参加人数が限られる競技である上、養護工場や準養護工場が参加する競技としてはなじまないと認められる状況にあったことから、令和２年度以降実施していないものであり、運動会については、令和２年度までは実施していたが、令和３年度は、新営工事に伴いグラウンドが使用できなくなったことから、代替措置として運動記録会を実施したものである。
134	長野刑	R4.3.31	被収容者の優遇区分の指定に当たっては、基準の明確性及び評価方法の客観性が重要である。しかし、被収容者からは、担当者による恣意的な評価や類の固定化による不平等取扱いの固定化に関する意見が多数出されており、当委員会も優遇区分の指定が更生の意欲を削ぎ、信書の発信など重要な人権に関しては過度に不平等な取扱いがあってはならないと思料する。	優遇区分の指定に当たっては、一定の評価事項について、基準に従って複数の職員が評価し、それらを点数化した結果が反映されるものであって、特定の職員が恣意的に評価する仕組みとはなっていない。 なお、優遇措置については、評価事項等が定められた訓令等が公表されているほか、居室に備え付けた「生活の心得」等を通じて個々の被収容者に制度内容

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			そこで、①評価基準をある程度被収容者に公表すること、②評価にあたっては、第一次評価を行う現場担当者を増やすことなど、評価方法の見直しを要望する。	を説明している。
135	長野刑	R4.3.31	被収容者の年齢層は幅広く、個人の体質や健康状態も様々であり、温度調節にあたっては、一律の対応でなく、被収容者の自主的な防寒・防熱対策を可能な限り認める必要があるが、工場への移動時の手袋の着用禁止、下着や着衣の半袖長袖の選択に対する制約について、多数の反対意見が出されている。 そこで、被収容者の自主的な防寒・防熱対策の必要性や不必要な肉体的苦痛を与えるべきでないこと等の理由から、工場への移動時の手袋の着用及び年間を通して下着や着衣の半袖長袖の選択の自由を認めることを要望する。	手袋については、物品の隠匿や不正な持ち出しを防止する観点等から、工場への移動時の着用は認めておらず、現時点においてこれを変更する予定はない。 また、衣類について、自主的に管理・選択させることは、居室内で保管する物品が増加することや効率的な洗濯ができないなどのデメリットがあることから、原則として季節に応じたものに衣替えさせることには合理性があると考えている。 冷暖房の整備による温度管理や気候に応じた適切な処遇内容の変更により、被収容者の体調管理に万全を期したい。
136	長野刑	R4.3.31	自費購入の書籍について、購入後に閲覧禁止となった場合に当該書籍を領置され、その後購入した被収容者に還付されず、書店への返品も認められていない、といった意見が多数出されている。 領置された書籍は個人の財産であり、当視察委員会としては、特段の不都合がない限り、書籍の返品や還付することを要望する。	閲覧禁止により領置された書籍等については、他の者へ交付することを許しているほか、釈放時に当該被収容者に交付している。 なお、自費で購入した書籍の返品に応じるかは当所が判断できることではないが、閲覧禁止となったことのみを理由として販売した事業者に返品を求めることは相当ではないと考えている。
137	長野刑	R4.3.31	資格試験の受験は、多くの被収容者にとって更生や社会復帰のための重要な手段となることは自明のことであり、資格試験に向けた勉強に関しては、相応の配慮が必要である。 そこで、被収容者からの意見を踏まえ、資格試験に向けた勉強の場合、①ノート以外の自費購入した教材への書き込み、②退所時のノートや教材の持ち帰りを認めることについて善処を求める。 また、資格試験向けの教材が比較的高価であり月単位で設定されている購入費用の上限を超えるため購入を断念せざるを得ないことをさけるため、③教材の購入費用については、単月単位ではなく複数月単位で上限を設定するなど、被収容者が必要とする教材の購入を可能にする柔軟な対応を要望する。	①②各種教材は、特に必要と認められる場合に限り、その自弁を認めているところ、何ら制限なく教材に書き込みを認めるとした場合は、反則行為に用いられる可能性があり、これを防止するためには多大な検査業務が生じることから、個別の事例ごとに、教材の内容等を踏まえ、書き込みや釈放時の持ち帰りを判断している。また、ノートについては、記載内容を検査して問題がなければ釈放時の持ち帰りを認めている。 ③教材の購入費用自体に上限は設けられていないものの、作業報奨金の釈放前支給による購入は１月当りの使用額を定めているが、相当の理由が認められれば、上限額を超えた購入も許すこととしている。
138	静岡刑	R3.9.16	受刑者が在所証明書の発行を願い出た際の担当職員の対応において、当該受刑者を「お前」と言っていたようであるが、職員よりも年齢が高い受刑者もいるので、言葉遣いには慎重を期すよう願いたい。	実情を調査したところ、職員が、在所証明書の発行の件で、受刑者を指導した事実はあるが、その際、職員は、「お前さん」と言いながら指導したとのことである。「お前さん」という言葉が一概に不適切とまでは言えないものの、言葉遣いには十分気を付けるよう指導を継続していく。
139	川越少刑	R4.3.30	ここ２年間、視察委員会の開催が年５回であるが、開催の間隔が３か月から４か月空いてしまうときがあるので、年６回の開催を検討されたい。	視察委員の任命時期の関係等により年５回の開催となったものであるところ、今後は、視察委員からの御意見を踏まえながら、年６回の開催ができるよう検討していく。
140	川越少刑	R4.3.30	職員、被収容者とも新型コロナウイルスへの感染が増えてきている。全国的な傾向ではあるが、引き続き万全を期されたい。	職員及び被収容者に対しては、基本的な感染防止対策を継続して実施しており、体調不良（職員にあっては家族を含む。）が認められた場合については、迅速かつ適正な対応を徹底している。今後も、感染対策に万全を期す。
141	川越少刑	R4.3.30	新型コロナウイルス感染症の感染者増加に伴い、刑務作業の中止、外部業者による弁当支給等の対策を執られたということであるが、被収容者には、こまめに情報を提供し、その協力を得られるよう努力されたい。	新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、被収容者に対して行った対応については、その都度、告知放送等を実施し、周知徹底を図っている。今後とも、被収容者に対しては、必要な情報については提供していく。
142	川越少刑	R4.3.30	熱中症対策として、居室の通路に大型エアコンを設置したとのことであるが、引き続き大型エアコンの数を増やす、あるいはその他の対策も含めて検討されたい。	夏季においては、適正温度を設定した上で居室棟のエアコンを稼働させており、そのほか、熱中症対策として、スポーツドリンク、氷結させたペットボトル等を給与している。 今後、エアコンを増設するかは、予算状況を勘案し、検討していきたい。
143	川越少刑	R4.3.30	髪型を選択できることになっているが、強制的に丸坊主にされたという声が寄せられているため、髪型を強制されることのないよう徹底されたい。	丸坊主を強制することはない。当所は理容師の職業訓練を実施しているため、調髪技術のある者が被収容者の調髪をしており、被収容者に髪形を選択させている。
144	川越少刑	R4.3.30	備付書籍に漫画本が少ないという意見があるので、漫画本の量を増やすことも検討されたい。	備付書籍のうち、漫画本の比率が少ないのは事実である。今後とも、被収容者の趣向や、社会の傾向を考慮しながら漫画本を整備することについて検討していく。
145	川越少刑	R4.3.30	相変わらず個々の職員の態度や言葉遣いへの不満などが寄せられているため、研修などの機会も活用し、執務姿勢やマナーの向上に努めるよう要望する。	職員は、被収容者に対して厳しく指導することがあるのは事実であるが、被収容者に指導する際の方法や言葉遣い等については、被収容者の人権を侵害することのないよう、研修を実施するなどして周知徹底を図

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
				っており、今後も継続して研修等を実施して、被収容者に対する適切な対応について指導していく。
146	川越少刑	R4.3.30	職員のための職場環境改善も視察委員会の職務の対象になると思われることから、職員の声も意見・提案箱に寄せられるよう要望する。	意見・提案箱は被収容者等が意見・提案書を投かんするためのものであることから、御要望にお応えすることは困難である。しかし、職員の執務環境の改善は、施設運営の方針の１つの項目として掲げており、視察委員会と職員の間における意見・提案のやり取りの方法等について検討していくこととしたい。
147	東京拘	R4.3.16	死刑確定者の外部交通については、基本的に心情の安定に資すると考えられるので、明らかに心情の安定に資さないような者を除いて、基本的に外部交通を認めるよう慎重に判断してもらいたい。	死刑確定者の拘置は、外部交通の遮断を含む社会からの隔離を本質としているのであって、面会も信書の発受も、許される範囲は制限され、親族などとは基本的に保障されるものの、それ以外の者とは一定の要件がある場合に限り、刑事施設の長の裁量で許すことができるとされている。よって、死刑確定者から外部交通の許可申請がなされた相手方について、慎重な調査を実施の上、個別に許否を判断している。
148	東京拘	R4.3.16	一般面会について、面会の重要性に鑑み、適切な運用に努めてもらいたいということを改めて指摘しておく。	一般的に、刑事施設に収容され、身体的拘束を受けている被収容者にとって、面会は、社会とのつながりを維持するための貴重な機会であるほか、当該被収容者が受刑者であった場合には、改善更生及び円滑な社会復帰に資するものでもあることを踏まえ、関係法令に基づき、引き続き適切に運用してまいりたい。
149	東京拘	R4.3.16	死刑確定者の再審のための弁護士との面会について、その重要性に鑑み、適正な運用に努めてもらいたいということを改めて指摘しておく。	死刑確定者と再審請求に関する打合せ等を行う弁護士との面会については、平成２５年１２月の最高裁判決の判示等を踏まえ、引き続き、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第１２０条等の関係法令に基づき、適正に運用してまいりたい。
150	東京拘	R4.3.16	弁護人へのファクシミリ通信について、トラブルが発生しているようであり、適正な運用がなされるように努めてもらいたい。	未決拘禁者と弁護人とのファクシミリによる通信については、関係機関との申合せに基づき実施しており、当所の判断でその方法を変更することはできないものの、被収容者に対する説明については引き続き適切に行ってまいりたい。
151	東京拘	R4.3.16	意見・提案書の投かんについて、職員から誤った指示がなされていると思われるような苦情が散見されるので、身分に関係なく、自由な書式で投かんでき、投かんしたことで不利益な扱いをしてはならない旨を職員に周知徹底してもらいたい。	意見・提案書の提出方法等については、内規を発出して周知しているほか、職員に対しては不利益な取扱い禁止に関する研修を実施しているところではあるが、改めて内規に基づく提出方法や不利益取扱い禁止に関して職員に周知していくこととする。
152	東京拘	R4.3.16	新型コロナウイルス感染症対策について、集団感染が発生しやすい環境であることを考慮し、これまで以上に新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでもらいたい。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行が収まっても、別の感染症の流行もあり得る。大規模施設として感染対策の困難な点、苦労した点、東京拘置所だけで解決困難な点などを法務省本省と共有し、今後の法務省本省の感染症対策に関する施策が適切なものとなるようにしていただきたい。	当所では、早期に陽性者を発見・隔離し、所内での感染拡大を防止することを目的として、被収容者に直接関わることがある職員又は検査を希望する職員に対して、定期的に抗原検査を実施しているほか、本人、同居の家族に体調不良がある際には、登庁前に必ず報告させることとし、所内における感染拡大防止策を徹底している。 また、自弁や差入れによりマスクを入手することができない者に対しては、定期的にマスクを支給するなどして対応しており、常に全被収容者にマスクを所持させている。 このほか、共同室収容中の者や、被収容者が職員と会話する際などには、マスクの着用を励行させ、必要な感染対策を講じている。 ひとたび感染者が発生した場合、集団感染に及ぶおそれの高い刑事施設の特殊性を踏まえ、上級官庁の指示に基づくほか、当所の実情に応じて適時感染対策を行っているところ、今後も継続して上級官庁等と情報を共有しながら、適切な感染防止施策を執っていくこととする。
153	東京拘	R4.3.16	東京拘置所の収容棟内温度について、居室内では 30 度に近い部屋があることが確認された。熱中症が懸念される状況なので、スポーツドリンクの配布、熱中症指数計による管理等、熱中症予防のための十分な予算措置を講じた上で、居室内が２８度に保たれるような対策を検討してもらいたい。松戸拘置支所においても、居室内の温度について常に注意してもらいたい。 また、冬季の寒さ対策について、いま一度冬季の居室の環境も確認し、想定よりも温度が低い居室については、横が時以外の布団や毛布の使用も許可するなどの対策も検討してもらいたい。この点については、松戸拘置支所も確認してもらいたい。	暑さ対策については、東京拘置所、松戸拘置支所ともに空調設備の設定温度を原則２８度として居室棟の温度を管理しているところ、日当たりによっては室温が上がるところもあることから、部分的に設定温度を下げるなどして対応している。そのほか、熱中症対策の観点から、暑さ指数（ＷＢＧＴ）の計測結果を被収容者処遇の参考としているほか、スポーツドリンクの給与その他所要の対策を講じている。 また、冬季においては、東京拘置所、松戸拘置支所ともに空調設備の設定温度を原則１９度として居室棟の温度を適切に管理しているほか、感染防止の観点から、全被収容者を対象として、午睡時間帯においても布団の使用を許可している。
154	東京拘	R4.3.16	診療待ちの期間が長いという意見が出ている。さらに医療体制の充実に向け、努力してもらいたい。新型コロナウイルスの感染対策を行わざるを得ない状況にあり、医務職員の負担はかなり大きくなっていることに鑑み、充実を図ってもらいたい。	当所の医療体制としては、常勤医師に加え、非常勤及び招へい医師で対応しているが、新型コロナウイルス感染症への対策のために業務負担が増加しており、令和２年度では年度途中に非常勤看護師等を新規採用し、令和３年度では、常勤看護師を増員するなどして診療体制の充実を図っている。引き続き、医療体制

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
				の充実のため、検討を続けてまいりたい。
155	東京拘	R4.3.16	歯科診療を申し込んでも診療してもらえないという不満が出ている。１週間当たりの診療の回数を増やすなど、歯科診療の充実に向けた努力を継続してもらいたい。また、現在の歯科診療の状況に鑑み、虫歯の予防のためのデンタルフロスや歯間ブラシ等の使用も認めてもらいたい。現在のデンタルフロス等の使用の運用では、歯科医師の診察が必要であるが、診察を受けられない者はデンタルフロス等を使用することができないので、現在の運用を見直してもらいたい。	現在、常勤歯科医師１名のほか、非常勤の歯科医師２名で歯科治療を平日は毎日実施しているが、歯科診察は手技上、飛沫が飛散しやすいため、令和２年度から新型コロナウイルス感染症防止に留意し、従前よりも機材等への消毒、被収容者の健康観察を厳重に実施していることから、１件の診察に係る時間が増大することで、その分１日の診察件数が少なくなっているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者には優先的に治療を行っており、引き続き感染対策に取り組みつつ、診療体制の維持及び診察の早期実施に取り組んでまいりたい。 歯間ブラシ等の使用については、訓令上、原則として使用を認められていないものの、医療上の必要性に鑑み、個別に使用を許可しており、今後も同訓令に基づく運用としたい。
156	東京拘	R4.3.16	薬の処方を変更しなければならない事情を被収容者に丁寧に説明してもらいたい。特に、現在の医療は、患者の理解を得ることが重要とされており、投薬も医療の一環として行われる以上、患者の理解を得るべく努めてもらいたい。	当所では、被収容者の症状に応じて、病状の改善、安定を優先して薬の処方を行っていることから、必ずしも被収容者の希望に沿う処方が行われるわけではないが、適切に説明を行っており、引き続き、被収容者の理解を得られるよう説明を重ねてまいりたい。
157	東京拘	R4.3.16	性同一性障害の者に対するホルモン投与について、指名医によるホルモン投与制度を整え、性別適合手術を受けた被収容者に、指名医によるホルモン投与であれば可能である旨の説明をするなどの対応をしてもらいたい。	性同一性障害を有する被収容者に対するホルモン療法の実施については、いずれも病状を勘案し、その実施の有無を個別に検討する必要があるものと考えられる。また、指名医による診療ついても、医療上の必要性を含めて個別に検討し、実施の可否を判断する必要があり、今後も必要な説明を適時適切に実施してまいりたい。
158	東京拘	R4.3.16	冬季のマスクの着用を認めてもらいたい。また、現在は､1週間に１回支給されているとのことであるが、衛生面のことを考えてもう少し支給の頻度を増やすかマスクの口や鼻に接している側を毎朝消毒するなど、検討してもらいたい。 希望者には、布マスクの支給も検討してもらいたい。また、マスクの自弁購入を受刑者にも認めてもらいたい。	マスクについては、全被収容者に対し、通年での使用を認めている。 また、被収容者に対して、定期的に不織布マスクを支給しているところ、所持している不織布マスクが汚れて著しく不衛生であるなど、継続して使用することが不適当と認められる場合には、新しい不織布マスクを支給しており、清潔なマスクを使用することができるよう配慮している。 なお、布マスクと比較して、よりウイルス遮蔽効果が高いとされている不織布マスクを支給しており、その趣旨を御理解いただきたい。 おって、マスクの自弁購入については、受刑者を含む全被収容者に対して認めている。
159	東京拘	R4.3.16	被収容者のカルテについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第９条第１項の「運営の状況」に関する情報に当たり、視察委員も当然に把握しておくべき情報であるし、また、面会の際に、視察委員にも診察の状況を把握してもらいたいという意見を述べる被収容者もいるため、視察委員会にも開示していただきたい。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第９条１項に定める情報の提供については、特定の被収容者を識別できる情報の提供まで求められているものではないところ、引き続き当所の全般的な運営の在り方について御意見をいただきたい。
160	東京拘	R4.3.16	被収容者との面接や意見・提案書で度々、職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられている。職員に対する研修を実施して注意喚起するとともに、処遇能力と処遇環境の向上に、引き続き努めてもらいたい。	毎年度、適切な被収容者対応の在り方や人権などをテーマにした職員研修を実施しているところ、引き続き、各種研修を企画実施して、被収容者に対する処遇能力及び処遇環境の向上を図り、適切な被収容者処遇を実現していく。
161	東京拘	R4.3.16	職員が新型コロナウイルスに感染したり、他施設で感染者が出た場合に職員が応援に派遣されたりするなどの状況が生じ、職員全体に多大な業務負担が発生している。そのような状況下では、職員にかなりのストレスがかかっているものと思われる。職員がストレスを抱えると、被収容者に対する接し方も厳しくなるおそれが生じる。職員の勤務状況を精査するなどし、ストレスの軽減に努めてもらいたい。	職員に対しては、ストレスチェックや職員面接等により、職員の心身の健康状態を把握することに努めた上、勤務環境の改善、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進、早出遅出勤務の導入などにより、職員のストレス軽減に努めていく。
162	東京拘	R4.3.16	宗教教誨は、被収容者、特に死刑確定者の心情の安定に資するものなので、原則として許可するという運用をしてもらいたい。	令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、宗教教誨のうち、集合教誨は実施を見合わせた時期はあったものの、個人教誨については、感染状況や緊急事態宣言の動向を見ながら、断続的に実施していた。 令和４年度においては、集合教誨についても、感染対策を講じながら積極的に実施していくことを予定しており、希望どおりとはならない場合もあるが、引き続き宗教教誨の機会付与に努めていきたい。
163	東京拘	R4.3.16	ラジオの番組、備付の新聞の種類等について、アンケートに対する回答を踏まえて決定がなされているが、特に、女子の意見が反映されにくいため、その反映のさせ方について工夫してもらいたい。	ラジオ番組及び備付新聞紙について、令和３年７月にアンケートを実施し、１，６２１名から回答があり、それらを踏まえた上で、男女別の傾向にも考慮し、総合的に判断して、ラジオ番組の編成や備付新聞紙を決定している。引き続きアンケート結果を適切に反映するよう努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
164	東京拘	R4.3.16	意見・提案書の様式について見直すよう指摘したが、その後意見・提案書の様式が変更されていないので、今年度も自由記述欄を大きくするように様式の変更を求めたい。	意見・提案書の様式については、平成１８年５月２３日付け矯総第３２５５号矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）」に定められたものに基づいている。 なお、当所においては、同様式に書き切れない場合には私物の便せんの使用を認めるなどの対応をとっているところ、継続して意見・提案を受けることができるよう努めたい。
165	東京拘	R4.3.16	職員が被収容者などに注意をするとき、必要以上に大きな声を出したり、威圧的な言い方をするという不満や、マスクを鼻までせずに談笑しているという不満があった。これらの点について、いま一度、注意・指導してもらいたい。また、これに関連して、所長への苦情申立てをしても、調査したところ申し立てた事実はなかったという結論になるため、何のための苦情申立て制度なのか分からないという不満も出ているので、そのような事実が申し立てられたことを踏まえて、職員の指導をしてもらいたい。	被収容者処遇に当たる職員に対しては、毎年度、適切な被収容者対応の在り方や人権をテーマとしたものなど、各種研修を複数回実施しており、令和４年度においても、引き続き、各種研修を企画実施して、被収容者処遇能力及び処遇環境の向上を図る予定である。 また、マスクの着用についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置の基本として、鼻までしっかりと覆う着用要領を指導徹底しており、引き続き、指導監督を継続していきたい。 なお、刑事施設の長に対する苦情の申出については、法令に基づき、誠実に処理しており、引き続き、適正に運用していきたい。
166	東京拘	R4.3.16	生活の手引きの内容に記載されていないことも多く、戸惑う被収容者も多いので、定期的に改訂するべきところがないか検討し、改定するべき点があれば、一定の時期に改訂するようにしてもらいたい。	生活の手引きは、容易に差替えが可能なファイル形式で各居室に備え付けられており、例えば自弁物品購入価格の改定など、その内容に変更が生じた際には、その都度、改訂・差替えを行っているほか、被収容者が生活要領等に不明な点があり戸惑っているような状況があれば、その都度、職員が必要な指導・助言を行っている。 引き続き、適正に運用していきたい。
167	東京拘	R4.3.16	自己契約作業について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第３９条によれば、未決拘禁者もこれを行うことができるのであるから、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、未決拘禁者にも許可するべきである。	自己契約作業は、被収容者と外部事業者との間における請負契約であり、当所はその事務処理を行っているにすぎないところ、令和３年度において、刑事被告人と当該事業者との間で契約締結に至った事案はなかったものの、これは、当該事業者の都合によるもので、当所において、不許可にした事実はない。
168	東京拘	R4.3.16	刑場視察について拒否回答がなされているが、東京拘置所は、その施設全体が懲役刑も含めた厳正なる刑の執行の場所なのであって、その刑の執行の状況も含めた施設全体の「運営の状況」を視察するのが視察委員の権限である。法律上何ら制限を加えられていない視察の対象を、貴施設の判断で制限することは許されないものである。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第９条２項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができると規定されているところ、死刑の執行は「被収容者の処遇」に当たらないと考えられ、刑場は、刑事施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外とさせていただいている。
169	立川拘	R3.9.3	夏季において、気象条件によって戸外運動が中止になる場合があるところ、戸外運動は被収容者の心身の健康に寄与するものであることから、被収容者の健康状態に配慮しながら、可能な限り実施するよう配慮されたい。	猛暑時の戸外運動は、被収容者の健康を害すると思われるため、ＷＢＧＴ（暑さ指数）に応じ、室内運動として対応しているところであるが、可能な限り戸外運動が実施できるように努めたい。
170	立川拘	R3.11.5	備付書籍が古い等の意見があったことから、書籍の更新等について善処されたい。	当所予算及び寄贈によって更新しているところであるが、引き続き備付書籍の更新に努めたい。
171	立川拘	R4.1.7	居室棟に冷暖房が完備されているが、被収容者から室温に関する申し出があった際には、その健康状態に留意して対応されたい。	被収容者から室温に関する申出があった際には、年齢や健康状態を考慮して適切に対応する。
172	立川拘	R4.1.7	物理的制約により戸外運動場には車椅子で移動できないところ、障害者で車椅子を利用する被収容者が外気に触れる機会を設けるよう善処されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
173	立川拘	R4.1.7	冬季において居室内が乾燥しており、加湿器の設置では不十分であることから、加湿が可能な空調設備が整備されるよう予算上申されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
174	立川拘	R4.3.31	夏季の入浴回数、衣類の洗濯回数、ステンレスポットの汚れ、浴室のカビ等について意見があったことから、衛生状態の管理に留意されたい。	定期的な清掃等を行っており、適正な衛生状態を保っているところであるが、引き続き衛生状態の管理に努めたい。
175	立川拘	R4.3.31	歯科診察に時間を要するとの意見があったところ、被収容者の健康管理や必要な治療が適切な時期に適切に行われるよう、上級官庁への働き掛けを継続されたい。	被収容者に対し、適時適切に歯科治療を継続できるよう引き続き医師確保等に努め、予算等の措置が必要な場合には、上級官庁に相談して対応したい。
176	立川拘	R4.3.31	購入物品の品質・品目等に関する意見が複数あったことから、物品の選定や価格等について対応可能な事項があれば検討されたい。	当所では、自弁物品購入の指定事業者として、全国的な公募により適正に選定された事業者を指定しており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
177	立川拘	R4.3.31	職員の被収容者に対する態度が威圧的である等との意見があったことから、研修を実施するなどして、	職務研究会等を通じて職員に指導を行っているところ、引き続き、職員が被収容者に対して適正な言動

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			被収容者への言動に留意されたい。	を執るよう指導を継続していきたい。
178	富山刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症について、これまでの感染状況を踏まえ、引き続き十分に警戒するなど、適切な対応を要望する。	富山県内外の感染状況を注視しながら、上級官庁から発出される通知等や社会の情勢等を踏まえ、迅速かつ柔軟な対応を講じていきたい。
179	富山刑	R4.3.31	被収容者を対象として実施した食事内容等に関するアンケートについて、同アンケート結果を視察委員会に対して開示することを検討されたい。	アンケート集計後、その結果を工場等の掲示板に掲示するなどして周知するとともに、併せて視察委員会に対しても開示することとしたい。
180	金沢刑	R4.3.5	被収容者の自死事案（未遂事案も含む）が発生した際は、再発防止対策として、視察委員会の会議の席上において関係資料の開示を受けて視察委員による事案の検証を行い、必要に応じて刑務官又は刑務所医師からヒアリングを行う機会を設けられたい。 また、刑務所職員の自死事案（未遂事案も含む）が発生した際も、被収容者と同様に視察委員等第三者による検証の機会を設けられたい。	被収容者の自死事案については、検察庁、上級官庁等の関係機関から指示を得て原因を究明し、問題点が認められた場合には再発防止策を講じるなどしているところであるが、今後は視察委員会に対する必要な情報提供についても検討する。 また、職員の自死事案が発生した場合にも必要な情報提供を行うことを検討するが、当該職員及び家族のプライバシーの問題もあり、視察委員会を含む第三者への開示については限界があることを御理解願いたい。
181	金沢刑	R4.3.5	再犯防止において重要な施策である受刑者の出所後支援について、月１回の支援会議を実施し支援方針や経過等について情報共有を行っているが、福祉の専門機関から助力を得て従来以上の効果的な支援を実施されたい。	出所後支援については、コレワーク、地域生活定着支援センター等の外部の関係機関と情報を共有し、連携を図っているところであるが、関係機関職員に対してはケースに応じて支援会議への出席を要請するなどして、より一層効果的な支援につながるよう努めたい。また、施設独自で開催している就労支援説明会や、満期で出所する被収容者に対する社会復帰支援対策の充実化にも取り組んでいきたい。
182	金沢刑	R4.3.5	被収容者が投かんした意見・提案書について、精神疾患が疑われるような内容や体裁のものが散見され、精神疾患を有する被収容者に適切な医療措置が行き届いていないことが危惧されるため、上級官庁と協議し、精神科医又は臨床心理士の常勤配置や診療時間の拡大により被収容者に対する精神保健医療を充実されたい。	精神疾患が疑われる被収容者がいることは事実であり、本人の申し出による場合や、被収容者の生命に危険が及ぶおそれがある場合には必要な診療を実施している。 現行において診察を希望した者、指導の結果診察に同意した者及び診察の必要が認められた者全員に精神科診察を実施しており、精神科医療体制が充足していないとは考えていないものの、当所における医療体制のさらなる充実強化のため、引き続き上級官庁と協議していきたい。
183	金沢刑	R4.3.5	新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として、必ずしも効果的と思われない過度の措置が講じられ、その結果、被収容者の人権や外部交通等の重要な権利が侵害されないよう十分に配慮されたい。	新型コロナウイルス感染症の感染防止については、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に基づくほか、施設の実情や地域の感染状況等を踏まえ、柔軟に対策を講じることとしており、引き続き、合理的な範囲を超えて不当な制限とならないよう配慮することとしたい。
184	金沢刑	R4.3.5	被収容者から、刑務官による不適正な対応に係る意見・提案書が相当数寄せられており、刑務官の人権啓発対策に係る申入れを実施し、研修等の対策が講じられているが、刑務官の人権意識に関する現状の課題や問題点を把握した上での具体的対策の立案と同対策の実行及び実際に講じた対策の具体的効果の検証を実施することにより、形式的な対策でなく、実質的かつ効果的な内容の対策となるよう十分に工夫されたい。	職員に対する人権啓発については、他施設で不適正処遇事例が発生した際や被収容者から苦情等がなされた際などに職員研修を実施しているが、今後は外部から専門家を招へいして人権啓発を行うなど、一層の充実を図りたい。
185	福井刑	R4.3.23	提供される食事や自弁購入できる菓子の種類、量については、引き続き、予算、法令の範囲内で可能な限りの対応を心掛けていただきたい。	被収容者の健康管理の観点から必要栄養価のバランスを保つ必要があると考えており、今後も、食事に係るアンケート（し好調査）を実施し、栄養価と照らし合わせながら、人気の高い食事等を取り入れて献立を作成し、予算の範囲内で可能な限り対応する。
186	福井刑	R4.3.23	昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延により、被収容者においても衛生面一般への関心が高まっていることから、施設内の衛生面の向上のためにも可能な限りの措置を講じてもらいたい。	衛生面についても、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、引き続き、法令及び県の行動指針等にも沿った対策を講じていく。
187	福井刑	R4.3.23	新型コロナウイルス感染症については、被収容者においても関心の高い事柄であることから、被収容者の意見・提案に基づいて柔軟な対策を検討していただきたい。	コロナ禍において、職員に慣れが生じないよう指導を徹底しているところ、飛沫感染対策として、大声での指示、注意指導は行わず、拡声器を使用するよう周知徹底しており、拡声器の使用場面については、統一性を持って実施する。 施設内行事や運動等の実施については、クラスターの発生リスクの高い閉鎖的な環境下で多数を収容する刑事施設特有の事情を考慮しつつ、社会情勢等に応じて適切に対応する。
188	福井刑	R4.3.23	被収容者間や職員とのトラブルについての意見・提案が目立ったことから、職員に対する指導や被収容者の不穏な言動への対応等を徹底していただきたい。	受刑者の処遇に当たり、職員の適切な言動及び公平・公正に対応するよう努める。引き続き、職員に対する指導を徹底し、被収容者の心情把握及び動静視察の徹底を図る。
189	福井刑	R4.3.23	新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、視察委員	御意見のとおり、当所で新型コロナウイルス感染症

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			会の開催時期に偏りが生じたため、長期間回収されない意見・提案書への対応を貴所とともに検討する機会を設けていただきたい。	の陽性者が発生したことにより、視察委員会の開催期間の間隔が数か月に及んだことは事実である。夏季期間に提出された意見と思われるものが、晩秋に回答されるという形となったこともあり、長期間回収されない意見・提案への対応について、視察委員会と御相談しつつ検討していきたい。
190	福井刑	R4.3.23	希望者に対する迅速な新型コロナワクチン接種の実施を早急に進めて行っていただきたい。	被収容者のワクチン接種に関しては、ワクチン接種希望者に対する２回目の接種が終了しており、３回目のワクチン接種についても、早期に調整を進めていく。
191	福井刑	R4.3.23	外国人被収容者との意思疎通のハードルが高いことから、翻訳機を用意することを検討されたい。	翻訳機等の整備については、個人情報に関する会話が含まれる場合があるため、その内容が外部に流出する恐れのないシステムを導入する必要があるとともに、相応の経費が必要であることから、上級官庁に相談し、対応を検討する。
192	岐阜刑	R4.3.20	新型コロナウイルス感染症対策について、より適切な対応をされたい。	職員が施設内にウイルスを持ち込むことで被収容者の処遇に悪影響となることがないよう、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するよう職員を指導監督する。
193	岐阜刑	R4.3.20	岐阜拘置支所、高山拘置支所及び御嵩拘置支所における女子被収容者に対する不適正処遇事案を防止するため、夜間・休日における職員の勤務体制について、更に検討されたい。	女子被収容者の収容人員の増加や処遇に配慮を要する者が入所した場合などは、本所女子職員の併任配置を含めて、執り得る最善の対策を引き続き検討していく。
194	岐阜刑	R4.3.20	岐阜拘置支所、高山拘置支所及び御嵩拘置支所における備付書籍の貸出の在り方に男女の被収容者の処遇に不合理な差がないかについて、更に検討されたい。	女子被収容者が選択可能な備付書籍の冊数を大幅に拡大し、男子被収容者と女子被収容者の処遇格差を解消した。
195	岐阜刑	R4.3.20	暴力団関係者の出所の際の対応の在り方について、更なる検討をされたい。	令和３年度から、地域住民の生活環境を脅かしたり、地域住民に危険が及ぶ事態が生じるおそれがあると認知した場合には、岐阜北警察署に情報提供し、周辺警らの依頼をすることとしており、今後も徹底して継続する。
196	笠松刑	R4.3.1	休日における室内運動の室内体操用の放送音量が大きすぎるとの意見があったので、検討されたい。	室内体操用の放送音量は、体操中でも聴取できるよう、他の放送よりも音量を大きく設定した経緯があるところ、意見を受けて音量を小さくするよう再設定した。
197	笠松刑	R4.3.1	配膳時には、衛生係にビニール手袋を着用させることを検討されたい。	蓋をしたまま弁当箱を配膳していたので、衛生係にビニール手袋を着用させていなかったが、保健衛生上の観点から、配膳時には必ずビニール手袋を着用させることとした。
198	笠松刑	R4.3.1	入浴場における足拭きマットの使用により、白せんにり患することを不安に思う被収容者がいることについて、所要の対策を検討されたい。	不特定多数の被収容者が使用する足拭きマットであっても、使用後に水気を拭き取り、乾かすことで、白せん菌への感染リスクを低減させることができることから、その旨を被収容者に周知するとともに、立会している職員において、特に足の水気を拭き取り、足を乾かすよう注意喚起することとした。
199	笠松刑	R4.3.1	被収容者への対応（指導時の言動等を含む。）について、職員ごとに差があり、被収容者が不公平感を感じているとの意見が散見されたので、ルールを明確化するほか、研修等により職員間の認識を共通させるなどの方策を検討されたい。	監督者が巡回等の機会を捉え、職員の被収容者への対応を確認し、問題点等が認められれば適時注意指導するとともに、ロールプレイング研修を実施したり、職員ミーティング等の場において、同指導内容を共有して認識の統一化を図る。
200	名古屋刑	R3.6.30	夜間自転車で居室棟間の砂利道を通る職員がいるが、被収容者の睡眠の妨げとなるため、夜間における職員の通行帯の見直しを要望する。	夜間勤務職員に対し、被収容者の就寝時間中は砂利道を自転車で通らないよう指示しているが、改めて注意喚起した。
201	名古屋刑	R3.6.30	豊橋刑務支所居室の壁にカビが発生して不衛生との意見があり、実際にカビが発生している現状があるとのことであったため、引き続き、居室棟の衛生管理等を徹底されたい。	居室が空室になったときなどに、内掃工場就業者で清掃や消毒を定期的に実施し、居室棟の衛生管理保持に努めているが、引き続き衛生管理の徹底に努めることとしたい。
202	名古屋刑	R3.8.4	豊橋刑務支所の工場には扇風機が設置されているものの、台数が少ないため、夏季においては、熱中症の危険性もある。予算上の措置が必要なことは理解しているが、被収容者の熱中症予防のために必要な空調設備を設置されることを要望する。	現在、各工場の広さ等を考慮し、複数台の扇風機や冷風扇を設置するとともに、全工場の食堂に設置されているエアコンを併用するなどし、熱中症予防を図っている。
203	名古屋刑	R3.12.8	当視察委員会からの意見書を受けて、被収容者の行進要領を含む動作要領等に係る内規を変更して（令和２年１２月７日所長指示第９５号）、軍隊式行進と指摘されないような行進要領としたとのことであるが、意見・提案書の中に、軍隊式行進を行っているとの意見が複数見られ、軍隊式行進として指摘されないように改善されることを要望する。	令和２年１２月７日付け所長指示第９５号「「被収容者動作要領」の制定について」に基づく行進等をさせることを、職員に対し、再度、周知することとしたい。
204	名古屋刑	R3.12.8	在社会時から比較して、入所して投薬量を減らされ	入所時については、本人の症状から判断し、過剰投

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			たなど、医療に関する不満を述べている意見・提案書が相当数見られる。引き続き、適切な診察や、投薬等を実施されたい。	与されていると医師が判断した場合、少しずつ減量していく旨を本人に説明した上で減薬している。 引き続き、適切な診察、投薬等を実施していくこととしたい。
205	名古屋刑	R3.12.8	新型コロナウイルス感染症対策のため、面会室の通話口に目張りがされており、面会者の会話が聞こえないとの意見があり、マイクやスピーカー等の設置を要望する。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、面会室６室に目張りをしているが、うち２室については、マイクを整備した。残りの４室への整備については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
206	名古屋刑	R4.3.16	職員の言動や応対等に対する不満を述べる意見・提案書が相変わらず相当数見られ、その中には、職員の具体的な氏名を指摘するものや、特定の工場の担当職員を指摘するような同じような意見が複数見られた。 この点、意見・提案書に記載されている職員の具体的な氏名や担当している工場名等では、被収容者からの意見等の対象となっている職員は若干名の特定の者に限られているところ、当視察委員会からの指摘を受けて貴所で行われた調査では、いずれもそれらの職員から被収容者への不当な言動や対応等はなかったとの回答であるが、貴所内での調査では限界があるため、客観的な第三者による調査等、一定の対策を講じられたい。	全職員を対象に、被収容者に対して指示、注意、指導を行う際は、職員自らが常に厳正な勤務姿勢を保持しつつ、言葉の選び方、語調、内容等に注意し、いたずらに感情的にならず、指導者としての立場を守り、相手の人格や尊厳を傷付ける言葉は用いず、矯正職員としてふさわしい言葉を遣うよう研修を行うこととしたい。 また、職員の言葉遣いについては、機会があるごとに注意喚起しており、被収容者に注意、指導等を行う場合には、被収容者に教えるという気持ち（言葉や態度）を持ち、相手の知能や理解度、性格に応じた言葉を選び、被収容者になぜ注意を受けているかを理解させ、人権等に配慮した言葉遣いや応対等を行うよう説示していくこととしたい。
207	三重刑	R3.5.20	面会待合室に、乳幼児のおむつ交換等ができるような、授乳室等の設置を検討願いたい。	面会待合室内の倉庫を授乳室に改装し、おむつ交換台等を設置した。
208	三重刑	R4.3.3	休日の病棟内での医療体制、少なくとも入所者の健康状態を把握する体制について、見直されたい。	健康状態を確認する必要がある者については、夜間休日は夜勤監督者等でバイタルチェックする内規を整備した上、綿密な動静視察により、健康状態の把握を徹底する医療体制に改善した。
209	名古屋拘	R4.3.28	可能な限り、女性刑務官を増員されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
210	名古屋拘	R4.3.28	引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止及び感染拡大防止に努められるよう要望する。	当所においては、令和３年度中に被収容者及び職員が複数名新型コロナウイルスに感染しているものの、被収容者がり患した場合については、当所において作成した対応マニュアルに基づき、当該被収容者を隔離し、専従職員が処遇を対応する等して、適切に感染拡大を防止することができたと考えている。 また、職員についても、健康管理の徹底、不要な外出の自粛といった取り組みを継続し感染防止を図っており、その結果、他施設からの応援を得ることなく、施設の運営を行うことができたと考えている。 今後もこういった対応策を継続して行うことで、感染防止に万全を期すこととしたい。
211	名古屋拘	R4.3.28	今後、被収容者の３回目の新型コロナワクチン接種も本格化すると考えられ、接種希望者に対しては、適切にワクチン接種を受けられるよう対応されることを要望する。	ワクチンの接種については、接種を希望する者に対して外部医療機関の協力を得ながら実施しており、今後も、適切に進めていきたいと考えている。
212	名古屋拘	R4.3.28	自費購入品目の種類が少ないこと及び単価が高いこと等については、長年にわたって指摘されてきている問題点であり、また名古屋拘置所に限らず、全国の刑事施設においても問題とされている点である。この点については、名古屋拘置所のみならず全国の刑事施設が一体となって、改善に取り組まれるよう要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
213	名古屋拘	R4.3.28	名古屋拘置所においては、限られた職員数、限られた予算の枠内で、職員が真摯に業務を遂行していることは理解するところであるが、職員数や予算が限られている中で、被収容者に対する一定の制約（自費購入、戸外運動、入浴等）が生じている可能性も否定できないところである。政府による働き方改革が提唱される中で、拘置所職員の働き方自体についても改善されていくことを切に要望する次第である。	職員定員が定められていること、収容率が下がっている状況などを鑑みると、職員の配置の見直し、業務の合理化などを推進し、職員の負担軽減に努めていくことで、働き方を改善していくことを検討していきたい。
214	滋賀刑	R4.2.28	感染症対策を徹底しつつ、被収容者に過度の負担を与えることのない配慮がなされているが、引き続き同様の配慮がなされるよう要請する。	今後も、被収容者への過度な負担とならないよう十分な配慮をしつつ、感染症対策を徹底し、感染予防や感染発生時の即応体制維持に努めていく。
215	滋賀刑	R4.2.28	滋賀刑務所の廃止に伴う施設運営等への影響はやむを得ない事情などがあると思料されるが、被収容者の処遇への影響が生じないよう最大限の配慮を検討されることを要請する。	本所となる予定の京都刑務所と密に連携協議を行っており、被収容者の処遇環境等に変化が生じても、不利益が生じないよう最大限の配慮に基づいた対応を行っている。
216	滋賀刑	R4.2.28	滋賀刑務所廃止に伴い、滋賀刑務所視察委員会もなくなるが、これに伴う視察委員会保管資料の取扱いについては、引き続き協議されたい。	滋賀刑務所が組織改編により拘置支所となり、滋賀刑務所視察委員会がなくなった後の滋賀刑務所視察委員会に係る保管資料については、上級官庁と検討の上、適正に管理したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
217	京都刑	R4.3.14	被収容者の更生意欲をかん養するための職員の人権研修等を継続させ、被収容者の不満や行き違いをなくすよう尽力されたい。	人権啓発等に関する職員研修を継続するなど、職員の人権意識向上に取り組み、被収容者の不満や行き違いがないよう努めていく。
218	大阪刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症は現在もオミクロン株を中心に全く収まる気配がなく、同感染症予防に最も有力な方策は新型コロナワクチン接種であり、被収容者はもちろん、職員及びその家族も接種しなければ十分な感染予防効果を上げることは困難であるため、同接種率をさらに上げるべきである。	被収容者に対するワクチン接種については、令和３年１０月から令和４年３月までの６か月間で、約７８０名の者に対し、初回ワクチン接種（１回目・２回目）を実施している。今後も、追加接種（３回目）に加え、初回未接種者に対してもワクチン接種の機会を設けるべく、自治体との調整を継続していく。 このほかにも、職員数の多い処遇部門においては、ワクチン接種に係る啓発を粘り強く行った結果、接種率を９４パーセントにまで到達させることができた。 ワクチン接種はあくまでも任意であるので、強制することのないよう配慮しながら、今後もワクチン接種の啓発を行っていきたい。
219	大阪刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症の施設内におけるクラスター発生の防止施策として、被収容者及び職員の定期的な抗原検査を行うべきである。	当所は約１，６００名の被収容者を収容しているため、全被収容者に対し定期的な抗原検査を実施するのは現実的ではないことから、体調不良の申出があった被収容者及びコロナ陽性者と接触があった被収容者等を対象に、抗原検査を実施している。 また、職員に対しては、被収容者と直接かかわる職員等を選定し、定期的に抗原検査を実施している。このほかにも、職員（同居家族も含む）の体調不良後の職場復帰の際には抗原検査を実施し、陰性を確認してから勤務に就かせることとし、コロナウイルスを所内に持ち込ませないための水際対策を徹底的に行っているところであり、今後も継続していく。
220	大阪刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染予防のため、施設内の換気は今後も重要である。施設内を十分換気する設備が現状よりさらに必要である上、換気に伴う冬の寒さ対策のため、暖房設備を備え付ける等、それらを踏まえた、換気のための施設内設備の改善を講じるべきである。	新型コロナウイルス感染防止対策として、各居室棟に空気循環換気設備を設置し、常態的に、居室棟全体の換気を行っている。 他方、さらに必要な換気を行うため、各フロアに大型扇風機を設置する等の対策を進めている。 なお、暖房設備について、全所的に設置するには莫大な予算が必要であることから、予算事情を踏まえつつ、その必要性等を見極めていきたい。
221	大阪刑	R4.3.31	被収容者は結核り患リスクの高い者が多く、結核は感染すると、発症まで潜伏期間が長い上、発症までの間少しずつ身体を蝕むため、一旦感染して発病すると、治療に相当時間が掛かり、職員への感染広がりも懸念されるため、年１回の定期健診のみならず、軽度の自覚症状であっても可及的速やかに健診を受けられる体制作りを講じるべきである。	被収容者が結核を疑うような自覚症状を訴えた場合は、その都度、レントゲン撮影を行った上で所要の検査及び医師による診察を実施している。 今後も結核に限らず、体調不良を訴えた被収容者については、准看護師による綿密な聞取りを行っていき、医師の診察又は所要の検査へとつなげていく。
222	大阪刑	R4.3.31	貴所は被収容者の高齢化が進んでおり、認知症を疑わせる症状を有する者の割合も年々高くなってきている。認知症は早期に発見し治療を開始することが望ましいが、同症疑いのある者に対する認知症スクリーニング体制が施設内で構築されていない。同スクリーニングテストはほとんど費用がかからず、特殊な設備や準備が不要であるため、施設内で一定以上の年齢の者が、同テストを定期的に受けられるよう講じるべきである。	当所では、平成３０年３月から「受刑者に対する認知症スクリーニング検査等の実施について」の通知に基づき、入所者のうち６０歳以上の者、又は６０歳未満であっても生活状況等から認知症が疑われる者に対しては、原則長谷川式認知症スケール検査を実施している。 令和元年８月には内規を定め、同検査の実施をシステム化した。令和３年に自所執行となった受刑者７４４名中、１３５名（２２．２パーセント）に同検査を実施している。
223	大阪刑	R4.3.31	貴所における薬剤師職員は、常勤職員２名と臨時職員１名の、常時２名が配置されているが、その人員では現在の業務量の対応が困難と見受けられたため、もう１名職員を増員し、ローテーションをスムーズに行い、常時３名体制にする配置に改善されたい。	今後も薬剤師の精神的負担及び業務軽減のために必要な体制整備についての増員要求は、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
224	大阪刑	R4.3.31	現在の当直勤務体制では、夜間に医務に対応できる職員が准看護師１名のみであるが、１名では対応の困難な状況であると見受けられたため、さらに看護師又は医師１名も当直に参加してもらい、医務職員常時２名の当直体制に改善されたい。	現在、医師の当直勤務は行っていないが、急患発生時などに２４時間体制で医師の指示が仰げるよう、宅直勤務体制を確立している。 看護師等の夜勤体制は１名ではあるが、外部医療機関に救急搬送しなくてはならない事案が発生した場合や休日に医療応援が必要になった場合に備え、自宅待機職員をそれぞれ指定している。 直ちに常時２名の当直体制に変更することは困難ではあるが、休養者数等患者数の実情に応じて、今後も勤務体制の検討を図りながら、できる限りの対応策を講じていきたい。
225	大阪刑	R4.3.31	被収容者が収容中に病死した場合には、その死亡原因や死亡時の状況を明らかにするとともに、死亡を防止するための措置を採り得たか検証されたい。	被収容者の健康管理については、定期的な健康診断のほか、必要に応じて、当所医師による診察及び治療の実施、専門的治療を必要とする被収容者の外部医療機関における治療等の実施など必要な措置を講じているが今後も被収容者の健康管理については適切に取り組んでいくとともに、問題点が認められた場合には再発防止策を講じるなど、検証体制の充実を図りたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
				また、被収容者が死亡した場合の情報提供について、今後は可能な範囲で情報を提供することとしたい。
226	大阪刑	R4.3.31	令和３年度における被収容者からの意見・提案書の提出が令和２年度より減少しており、１件もない会議のときもある。被収容者から視察委員会への意見・提案書は、刑事施設の運営状況を改善するために貴重な情報となるので、同制度を活性化するために、「意見・提案箱の設置箇所の見直し」、「所定用紙を用いた場合の認書の手続きに対する内規の見直し」、「意見・提案箱への投かんまたは発信手続きに対する内規の見直し」を提案する。	意見・提案書の提出方法等については、令和元年度以降、継続して提案がなされているところであり、その趣旨を踏まえ、引き続き前向きに検討したい。
227	大阪刑	R4.3.31	被収容者からの意見に「他の施設ではできたのに、ここではだめであった。」等の要望が数多く見られた。「被収容者の最低限度の生活確保」が掲げられる中、他の施設で実現可能な事項が貴所ではなぜ不可能であるのかの具体性に乏しく、当視察委員会として納得しがたいものが多く見られる。貴施設において、前例踏襲などの現状に固執することなく、他施設の現状を把握する等により、他施設との処遇の差異について改善に向けた積極的な検討をお願いする。	当所は、主にＢ指標受刑者を収容する施設であり、暴力団関係受刑者も多数収容しているほか、他の施設の収容規模と比較しても、集団で多くの人員を管理することから、施設の規律及び秩序の維持のために特に配慮を要するところ、現状に固執することなく、必要に応じて、他施設の現状も参考にし、今後の施設運営に反映していくこととしたい。
228	大阪刑	R4.3.31	新宮拘置支所において、被収容者を医務室に連行する際に警備システムを設置する部屋を通ることとなっており、保安上問題があると思われるため、改善されたい。	建物の構造上、被収容者を連行する際の動線を変更することは困難であるため、被収容者を医務室・取調室へ連行する際にはあらかじめモニターの電源を切り、ノートパソコンを閉じて、当支所警備システムの監視範囲等を察知されないように徹底している。今後も、当該箇所に被収容者を連行する際には特段の注意を払い対処したい。
229	大阪医刑	R4.2.16	熱中症対策の徹底として、具体的な改善策の実施を要望する。	夏季においては、ＷＢＧＴ（暑さ指数）の計測を行い、その数値に基づき刑務作業、運動の中止等を判断するなど、各種の熱中症対策に取り組んだほか、熱中症の中で最重症であり、致命的になり得る古典的熱中症に関する対処法等を全職員に教育している。 全ての患者に冷却剤の貸与を行うなど、熱中症対策を強化することができ、令和３年度、熱中症の発生は認められなかったが、今後も引き続き、処遇上、医療上、予算上の観点を踏まえて熱中症対策に取り組む。 なお、建替え後の病棟は全館空調となる予定である。
230	大阪医刑	R4.2.16	備付書籍の充実など、被収容者が選択できる書籍の拡大を要望する。	高齢受刑者が多いことを考慮し、文字の大きな書籍等を中心に購入するなどして新規整備に取り組んだほか、寄贈図書も受け入れ、書籍の充実を図った。また、男女間の書籍の交換を実施するなど、選択できる書籍の拡大を図った。
231	大阪医刑	R4.2.16	休養患者が安静時間中の読書を希望した場合は、処遇上の効果を阻害するなど特段の事情が無い限り認めることを要望する。	安静時間は休養に専念させるための時間であること、他の就業受刑者は刑務作業に従事している時間帯であることを鑑みれば、処遇上の特段の事情が無いことをもって同時間帯に読書を認めることは困難である。 ただし、医師が治療の一環として読書が必要であると判断した場合、安静時間中であっても読書を許可している。
232	大阪医刑	R4.2.16	余暇時間中のテレビ・ラジオ視聴時における読書や勉強を一律に禁止するルールを見直すことを要望する。 また、特定の番組放送時に他番組を視聴できない、Ｍ指標受刑者については自由にチャンネルを選べないとした取扱いについて再考を要望する。	余暇時間中、テレビやラジオを視聴している者の読書や勉強を一律に禁止している事実はない。 特定の番組については、テレビ視聴の時間外における娯楽の一種として特別に視聴を認めているものであるため、多チャンネルの視聴を認める予定はなく、Ｍ指標受刑者については、より一層の心情安定を図る必要があることから自由なチャンネル選択を認めていないものである。
233	大阪医刑	R4.2.16	継続的な新型コロナウイルス感染症対策として、十分な量のマスク等を確保した上で、ＰＣＲ・抗原検査及びワクチン接種について、迅速かつ適正な実施を要望する。	不織布マスクを含めた医療資材等を十分に確保した上で、ＰＣＲ検査及び抗原検査を適時適切に実施している。また、他施設職員の抗原検査に係る共助体制も構築しており、同感染対策に係る社会の最新の情報を取り入れた上で迅速かつ適正な実施に取り組んでいる。 なお、新型コロナワクチンの接種については、地方自治体と調整を図りながら、被収容者への接種を行っている。また、職員への接種については、ほぼ全ての職員が２回目の接種を終えている。
234	大阪医刑	R4.2.16	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って縮小・中止された行事・行動について、受刑者に対する過度の人権の制約とならないように、篤志面接、面会、運動、居室・摂食時の制限等について、逐次、元に戻していく具体的なステップを検討・実施するように要望する。	新病棟への移転後を目処に、教誨師及び篤志面接委員による集会行事や、参観の受入れを再会する予定である。 今後も、感染の収束状況を見据えて各種制限を緩和していく予定である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
235	大阪医刑	R4.2.16	施設の建替えに際しては、全病室にエアコン整備、複数の陰圧室の設置、ＭＲＩ及びマルチスライスＣＴを導入するなどし、検査・医療体制の充実を要望する。	建替え後の病棟は全館空調となるものであり、新規にＭＲＩやＣＴの導入も予定している。陰圧室については、２０室以上の設置を予定しているが当面は、整備済みである組み立て式の陰圧設備等を用いる予定である。そのほか、検査・医療体制の充実を図る設備については、社会一般的に求められる水準のものを、保安上の適否も勘案した上で整備する予定である。
236	大阪医刑	R4.2.16	施設の建替え後も、引き続き外部医療機関、他刑事施設との連携、医療共助体制の強化を行い、早期かつ適切な医療をなされたい。	建替え後においても、これまでと同様、地域医療機関との連携及び他施設との医療共助を推進していく。
237	大阪医刑	R4.2.16	入所時健康診断、定期健康診断及び各種がん検診において、血液・尿・便検査等の充実を図るため、各受刑者に対し、検査・検診に係る情報を文書に記載して交付・回覧するなどして各検査の周知・徹底を図られたい。	医療刑務所においては、治療中の疾病に係る必要な診察、検査が行われており、これにより定期健診等の実施に代わる場合も多いところ、被収容者自身の健康管理に係る意識の向上の観点からも検診等に関する情報を分かりやすく伝えることに努める。
238	大阪医刑	R4.2.16	施設の建替え後においては電子カルテを導入するとともに、被収容者又は遺族からカルテ開示の要求があれば、原則として応じることを要望する。	電子カルテは、導入予定である。 被収容者又は遺族からカルテの開示が求められた場合については、関係法令に基づき適切に対応していく。
239	大阪医刑	R4.2.16	統一取扱物品の自弁購入価格が、生活必需品であるのに市販価格より相当高額であることから、速やかな改善を要望する。	当所において、いわゆる統一取扱物品である自弁物品購入の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、統一取扱物品の具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されているなど、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
240	大阪医刑	R4.2.16	色鉛筆や画筆等の絵画用具を、原則として、受刑者が自由に使えるように要望する。	訓令により、色鉛筆（多色セットを含む。）や画筆等絵画用具の使用は学習用に限ると定められていることを受けて、当該受刑者の願意に基づき検討し、処遇上適当と認められれば使用を許可していることから、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
241	大阪医刑	R4.2.16	女性用おりものシート、生理用ナプキン及び尿取りパッドの購入・支給について、申し出にくい環境があれば改善し、速やかに使用できよう要望する。	女性用おりものシート及び生理用ナプキンの購入を認めているほか、尿取りパッドも含めて購入できない者には申出に応じて支給しており、速やかに使用できるよう対応している。
242	大阪医刑	R4.2.16	受刑者の優遇措置に関する訓令第６条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については、優遇区分第４類へ指定するとの規定の見直しを行うこととし、患者受刑者の仮釈放率の上昇に向けた取り組みを要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
243	大阪医刑	R4.2.16	受刑者に対する改善指導、職業訓練等を充実させ、社会復帰、出所後の自立支援も視野にいれた、より効果的な処遇を実施するよう要望する。	当所受刑者の社会復帰に鑑み、職業訓練を実施している施設から訓練生の募集がなされた場合は、経理作業就業者に情報を提供して、希望者を当該施設へ積極的に推薦し、対象者として選定された場合には、当該施設に移送して職業訓練を受けさせている。 また、教育専門官や外部講師のみならず、被収容者により身近な存在である刑務官による改善指導の実施を充実させるようにしており、改善指導実施上必要となる知識のほか、グループワーク・動機付け面接等の各種処遇技法に係る指導技術を身に付けさせるべく、改善指導担当者としての専門性を向上させるための研修に積極的に参加させ、より効果的な処遇を実施するべく取り組んでいる。
244	大阪医刑	R4.2.16	職員の受刑者に対する不適切な言葉遣いや理不尽を対応なくすために、効果的な研修を実施するように、また、職員に対する苦情や反発的な言動を理由に過度の懲罰が科されることがないように、適正に調査を行い審査の上で決定することを要望する。	職員は職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、職員研修等の機会を通じて、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。また、他施設において発生した職員不祥事事例も都度周知を行い、不祥事防止の意識が職員個々に浸透するように努めていることから、今後もこれを継続する。 なお、懲罰については既に適正かつ速やかに調査及び審査を経て決定しており、今後もこれを継続する。
245	大阪医刑	R4.2.16	受刑者が自由に意見・提案箱を通じて意見を述べられるように、意見・提案書の記入・提出方法について配慮するよう要望する。	委員会への意見書については、従前から刑執行開示時指導の際に趣旨及び提出方法について説明しており、今後も継続する。
246	大阪医刑	R4.2.16	職員間の各種ハラスメント防止に向けて、安心かつ効果的な相談体制を整備するとともに、働きやすい職場環境の実現に向けて、スタッフの定期的なストレスチェックを実施するように要望する。	幹部職員による一般職員に係る個別の面接を適宜に行い、風通しの良い風土作りに努めている。また、ハラスメント防止に向けた職員全員参加型の研修を実施し、職員個々のハラスメント防止に係る意識を高めている。 職員のストレスチェックについても毎年定期的に実施しており、今後も継続する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
247	大阪医刑	R4.2.16	刑務官及び医療・介護スタッフにおける在宅勤務の活用を含めた労働条件の改善とともに、これら職員の増員を要望する。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る対応の一環として、全ての職員を対象として、テレワーク勤務を活用している。 なお、職員定員の改定については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
248	大阪医刑	R4.2.16	視察委員会の開催回数について、当視察委員会が必要として開催しようとする会議の開催を認め、それに対する予算が不足する場合は、事後的にも予算措置を講じることを要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
249	神戸刑	R4.3.28	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第１条では、「刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適正な処遇を行うこと」を目的に掲げている。これは、収容目的を達成するため必要であり、合理的に認められるものを除き、国家が被収容者の人権を制限することはできないことを意味している。施設長は、刑を執行するために、被収容者の身体の拘束、刑務作業などの矯正処遇の実施及び刑事施設の秩序維持等必要な範囲で被収容者の権利を制限することは可能であるが、それを超えて人権を制限することは許されない。施設側には、まず、基本姿勢としてその点を十分に認識して処遇を行うことを求める。	職員に対して、機会あるごとに被収容者の人権及び法令に基づく適正な処遇について必要な研修を実施しており、今後も引き続き、研修等を通じて、指導等を行っていくこととする。
250	神戸刑	R4.3.28	新型コロナウイルス感染症に関し、施設内は集団感染が発生しやすい環境にあることを踏まえ、今後も万全の感染防止対策、発生後の事後対策を講じるよう求める。	今後も引き続き、保健所等の指導を受けて、必要な感染対策等を徹底していくこととしたい。
251	神戸刑	R4.3.28	新型コロナウイルス感染症の感染者には施設外の人と同一水準の医療が提供されるよう強く求める。	外部機関が主催する医療に関する研修等に医療スタッフを参加させるなどしてスキルアップを行い、適切な医療を実施していくこととしたい。
252	神戸刑	R4.3.28	貴所において発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについては、その経緯を検証、総括し、繰り返し同じ事態が生じないよう、対策を講じることを求める。	保健所や上級官庁等と連携をしながら、感染対策を徹底していくこととしたい。
253	神戸刑	R4.3.28	被収容者に対して３回目の新型コロナワクチン接種が早期に完了できるよう希望する。	ワクチン接種を希望する被収容者に対し、できるだけ早期に同接種を実施するため、関係機関等と調整等を行っている。
254	神戸刑	R4.3.28	新型コロナウイルス感染症の感染状況など必要な情報は、被収容者にその都度提供されたい。	新型コロナウイルス感染状況については、新聞等の閲覧等を通じて情報を得る機会を設けており、今後も必要に応じて同感染症の情報を提供していくこととしたい。
255	神戸刑	R4.3.28	被収容者から診察の申出をしても認められないケースがあるとして苦情が寄せられている。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第５６条及び最高裁判例（被収容者が医療カルテの開示を求めることができる）の趣旨を受け止め、被収容者が必要な時には、適切に医師の診察を受けることができるよう運営を改めるよう求める。	診察を希望する者に対しては、処遇部門職員が身体の不調等を聞き取り、それを医務課職員に報告して対応しているところ、受刑者の中には、真に体調不良等を申し出るのではなく、自己の希望する投薬を申し出ることに終始する者、不定愁訴を繰り返す者も少なからずおり、高齢受刑者や基礎疾患を有する受刑者が増える中、真に緊急性のある者への対応を妨げる場合が少なからず発生している。このような事態を避けるため、処遇部門と医務課職員で受刑者の医療情報を共有するなどして、真に診察等が必要な者を見極め、随時適切な対応が執れるよう取り計らっている。 今後とも、更なる正確な情報共有を行って適正な医療を行っていくこととする。
256	神戸刑	R4.3.28	貴所において死亡事案が発生した場合は、死因について報告されたい。	被収容者の死亡事案についても、頂いた御意見を踏まえながら、可能な限り視察委員会に情報提供していくこととしたい。
257	神戸刑	R4.3.28	令和３年度も、被収容者から、職員から暴言を浴びせられた、度を越えた叱責を受けた等の苦情が寄せられた。外部からのチェックが行き届きにくい刑務所の特殊性に照らし、職員の言葉遣い等には十分に留意するよう、より一層の職員研修、指導を徹底するよう求める。	受刑者に対する言葉遣い等については、機会あるごとに職員に対する研修を実施しており、今後とも、冷静かつ適切な対応を心掛けるよう研修等を実施し周知徹底を図っていくこととする。
258	神戸刑	R4.3.28	夏の暑さと冬の寒さについて、高齢者や持病を抱えた被収容者が少なくないことを考えれば、その健康を保持するためには適切な室温を維持することが必要不可欠である。必要な予算を獲得し、適切な措置を講じることを要望する。	暑さ及び寒さ対策については、これまでに実施してきた対策を行っていくとともに、今後実施する対策に予算措置等が必要な場合は、上級官庁に要望等していくこととしたい。
259	神戸刑	R4.3.28	作業開始前及び作業終了後の身体検査において、全裸のまま検査を待つ待機時間が長いとして、被収容者から苦情が多数寄せられた。冬季は気温が著しく低下する日もあるため、廊下にじゅうたんを敷く等、適切な対応をされたい。	当所では、作業開始前及び作業終了後の身体検査において、被収容者を全裸とさせる事実はないが、当該身体検査については被収容者を「パンツ姿」にさせて実施しているところ、検査を待つ待機時間が長くならないよう配慮するとともに、敷板の改善等必要な対応を検討することとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
260	神戸刑	R4.3.28	図書の購入について、被収容者から、他の刑事施設と比べて購入可能な図書の種類を著しく制限している等の苦情が絶えない。矯正処遇に必要な限度を超えて購入図書を制限することのないよう改善を求める。	書籍の閲覧については、法令に基づき、書籍の内容が刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合などは制限を行っているところ、購入できる書籍の種類を限定する制限は行っていない。 今後も個別事情に応じて書籍の検査を行うこととする。
261	神戸刑	R4.3.28	被収容者から、書籍を注文しても届くのが遅い等の苦情がある。できるだけ早く購入図書が手元に届くよう改善を求める。	被収容者の購入書籍については、できるだけ早く手元に届くように契約業者と調整等を行うこととしたい。
262	神戸刑	R4.3.28	自弁物品等を購入するに当たり、領置金に不足が生じているときなどは、柔軟に作業報奨金の使用を認めるよう、対応を改めることを求める。	作業報奨金は、原則として、釈放後の生活資金として釈放時に支給される性質のものであり、法令に基づき、使用できる範囲内において、今後も個別事情を勘案し、適切に使用させることとしたい。
263	神戸刑	R4.3.28	所内誌等を通じて視察委員会の活動記録（刑務所からの回答など）を被収容者に情報提供するよう求める。	視察委員会の活動記録については、所内誌等を通じて、被収容者に情報提供することを検討することとしたい。
264	神戸刑	R4.3.28	職員定員の増大と職員の職務執行能力向上を目的とした研修の充実を上級官庁に要請するよう強く求める。	職員の増員に関する意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。 なお、当所においては、従前から職務執行能力の向上を目的とした研修を実施しているところ、研修内容等の充実について検討することとしたい。
265	神戸刑	R4.3.28	コロナ禍が発生して以来、運動会等人の集まる行事が中止されているが、娯楽ないし気分高揚の機会を持つことは受刑者の更生に極めて有用であるため、工夫を凝らして何らかの対応をすることを求める。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、令和４年５月から大縄跳び大会を実施しており、今後のコロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、運動会の実施についても検討することとしたい。
266	神戸刑	R4.3.28	食事は被収容者の数少ない楽しみであるため、①被収容者の活力を生む適切な内容と量の食事、②公平な分配、③食器の衛生等について、更なる改善を求める。	食事の量については、矯正施設食料給与規程等の規定に基づき給与しており，施設限りで対応できない事項であるため，意見があったことについては上級官庁に伝達したい。 また、内容については、令和４年度も食事に関するアンケートを踏まえた献立の検討を行うこととし、公平な分配及び食器の衛生等についても、引き続き適正に行っていくこととしたい。
267	神戸刑	R4.3.28	面会における新型コロナウイルス感染症への感染のリスクは避けられないため、ＩＴを利用したリモート面会等の工夫を検討されたい。	面会時においては、必要な感染対策を講じた上で実施している。また、電話による通信として、ＷＥＢ会議システムを利用した外部交通を実施できるよう整備している。
268	加古川刑	R4.3.29	差し入れされた書籍が被収容者の手元に届くまで１か月程度かかるとの意見が多数確認された。迅速な審査の上、なるべく早く書籍が被収容者の手元に届くよう努められたい。	保安上の検査については検査処理能力を上げるため、検査を担う民間委託業者に申入れをし、人手を増やした経緯があるところ、令和４年度からは施設職員による検査を実施しており、今後も迅速な検査体制を構築し実施する。 内容の検査について、性犯罪再犯防止指導の重点施設である当所においては、内容の許否を慎重に判断する必要があるため一定程度の時間を要することについて理解いただきたい。 必要以上に長期間差入処理を滞留させることの無いよう対応する。
269	加古川刑	R4.3.29	被収容者より「医師に診てもらえない。」、「准看護師が誤診する。」等の意見が見られた。医師による診察を受けられるよう医師の増員を上級官庁に要望するなどして体制を整えられたい。	看護師は看護観察や看護処置を実施し、医師が判断、所見すべき事項は診察をもって日々業務を実施しており、引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療体制の提供に努める。 職員定員の増員については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
270	加古川刑	R4.3.29	令和３年度に当視察委員会が実施した職員に対するアンケートに対しては、従来とは違う視点から新たな発見がなされた。今後も職員に対する働き掛けに積極的に協力されたい。	引き続き、視察委員会の活動に対し、誠実に協力していきたい。
271	播磨セ	R4.3.9	今後も、就労支援対策として、雇用情勢及び協力雇用主の職種に応じた各種の職業訓練等を実施していただきたい。	円滑な社会復帰支援のため、引き続き、就労に直結した多種多様な職業訓練を実施していく。
272	播磨セ	R4.3.9	今後も、就労支援対策として、就労支援ナビゲーターや公共職業安定所職員との連携を継続し、受刑者と雇用主のマッチング事業を積極的に実施し、高い就職率を維持していただきたい。	官民協働施設として、民間のアイデアやノウハウを積極的に活用するとともに、公共職業安定所をはじめ、協力雇用主、民間関連企業等と緊密に連携し、就職面接会等の機会を設けるなど、引き続き、再犯防止のために必要な出所後の就労と社会への定着を支援していく。
273	播磨セ	R4.3.9	貴所の就労支援に係る活動を、他施設や協力雇用主を含む外部機関に積極的に広報していただきたい。	今後も研究授業や各種協議会等を通じて、他施設や外部機関への情報発信を継続していく。
274	和歌山刑	R4.3.31	昨年に引き続き、コロナ禍のため、運動制限が設けられたり、受刑者が楽しみにしている行事が中止となるなどしているところであるが、受刑者にも最大限配	運動時における用具使用や行事等についてはコロナ禍の影響で従来の内容を変更せざるを得ないものもあるが、工夫しながら実施できることに取り組んで

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			慮しながら、今後も必要な感染防止対策に努められたい。	いくとともに、今後も適切な感染防止対策に努めていきたい。
275	和歌山刑	R4.3.31	食事等に関して、甘いものが欲しいという意見が特に多く、また、おかずのボリュームを増やしてほしい、パン食を増やしてほしい、集会や祝日菜の菓子も少ないといった意見が恒常的に見受けられ、レトルト食品が増えたことを指摘する意見・提案書も多かった。食事については、今後とも工夫・配慮されることを要望する。	受刑者対象の食事に関するアンケートを実施することにより希望を調査し、これらの希望を考慮しつつ、予算、栄養価及び調理技術等を総合的に検討した上で、献立部会で献立等を策定しているところ、引き続き適当な献立等を策定していきたい。また、集会等の菓子については、食べ残しの多い菓子を除外したり、高齢者でも食べやすいものを選定するなどしているところ、今後も選定に当たって配慮したい。
276	和歌山刑	R4.3.31	入浴時間については、着脱衣時間を含めて２０分と制限されており、そのわずかな時間さえ十分に確保されない場合もあるようである。この２０分の入浴時間についてはきちんと確保するとともに、可能であれば５分でもよいので入浴時間の延長を要望する。	入浴時間としては内規に定められた２０分を確保しており、湯船につかる時間が最大となるよう配慮している。また、受刑者に対して必要以上に注意喚起を行ったり、時間内にもかかわらず急かすような指導にならないよう、引き続き職員に対する指導を行いたい。 なお、入浴時間の延長については、現状の運用を踏まえれば実施困難であることを理解いただきたい。
277	和歌山刑	R4.3.31	保管私物に称呼番号の記名がなされていないと指導の対象となるところ、ボールペン等の使用頻度の高いものには、保護のためにセローテープを上から貼らせてほしい、黒色の靴下等についても、片布による記名としてほしいといった意見があった。受刑者の責任とは必ずしも言えないところによって、指導される事態は避けるべきであり、記名方法については、様々な可能性について前向きに検討されたい。	保管私物への記名については、過去に発生した反則行為等を勘案して、様々な対策を講じている。保管私物の種類により、記名方法も異なるため、可能な範囲で対応策を検討したい。
278	和歌山刑	R4.3.31	タイツを工場洗濯にしてほしい、シャツやパンツなど厚手の下着類は手絞りが大変であるといった意見があった。設備によるところも大きい問題であるが、女子施設のみ下着類の自己洗濯が課されるという状況は、時代の流れにそぐわないので、少しでも改善されるよう、上級庁に改善要望を伝達されたい。	女子刑事施設では衛生面の問題等から、下着類は自己洗濯としているのが通例であるが、厚手シャツ等、内規に定めている衣類については、洗濯工場での洗濯を認める運用としている。 女子刑事施設においては、下着類の自己洗濯が前提で施設設備も備わっているため、施設限りで対応することはできないが、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
279	和歌山刑	R4.3.31	数は多くはないが、意見・提案書の中には、職員の受刑者に対する言動について苦情を申し出るものがあった。受刑者も人格を持った個人として尊重され、更生に向けた途上にあることから、今後とも、受刑者の更生を支援することを念頭におき、受刑者と接することを要望する。また、注意や指導等については、職員によって、判断基準が異なるように感じられる旨の意見も見受けられた。受刑者間で不公平感を抱かせないためにも、注意や指導に限らず、職員が受刑者と接する際には、できる限り公平な姿勢を保っていただくよう要望する。	受刑者の人権に配慮し、改善更生の意欲を喚起する指導ができるよう、引き続き、職員研修に取り組んでいきたい。
280	和歌山刑	R4.3.31	令和３年度は、受刑者１名から牛乳の味がいつもと異なり、沈殿が見られたという意見があり、調査を依頼したことがあった。調査の結果、牛乳パックに外部からの衝撃痕と思われるへこみがあり、その部分に微小な穴があることが確認されたものの、その説明が当該受刑者になされなかったために、不安を抱くというようなこともあったので、丁寧な説明を心掛けるよう努められたい。	令和３年１１月１７日、劣化した牛乳が支給された受刑者に対し、製造業者からの調査結果を説明した上で、謝罪している。今後も、同種事案を発生させることのないよう、引き続き、丁寧な対応を心掛け、徹底した改善策を講じていくこととする。
281	和歌山刑	R4.3.31	令和元年度、職員から、労働環境等に関する様々な悩みが聞かれたが、そうした悩みについて匿名で相談出来る専用の窓口がなく、なかなかそうした悩みを打ち明けることができないといった声もあった。職員が心身共に健康で、ゆとりのある精神状態を保ててこそ、良い処遇に繋がるものと考える。個々の職員が悩みを打ち明け、そのストレスを解消でき、またそれを職場の労働環境の改善に繋げていけるようなシステムの構築を望むとともに、コロナ禍収束後、職員との懇談会を再開されたい。	昨年度も同様の御意見を頂いたところであるが、メンタルヘルス相談やハラスメント相談のほか、匿名でも相談できる各種窓口を設置していることから、改めて職員に周知したい。また、視察委員会と職員との懇談会の再開についても、コロナ禍の収束状況を見ながら検討したい。
282	姫路少刑	R4.3.16	当視察委員会が視察した限りでは、特段、緊急に改善を要すると思われる点は認められなかったが、今後も、適切な施設運営に努められたい。	引き続き、適切な施設運営に努める。
283	京都拘	R3.7.12	熱中症対策の観点から、通気性の良いマスクを売店で取扱いをして自弁できるようにしてはどうか、検討されたい。	マスクの通気性を重視した場合、飛沫感染防止効果が低減するため、拘禁施設における感染防止という目的から難しい。なお、現在購入可能な不織布マスクの使用によって肌荒れが発生するなどの支障がある場合には、他のマスクの特別購入も検討する。
284	京都拘	R3.7.12	新聞の購入について、申込みをできる機会を増やすようにしてはどうか、検討されたい。	令和３年８月１０日付け所長指示をもって、新聞紙の購読受付について、随時（夜間休日を除く。）新聞紙の購読を申し込むことができるよう受付要領を改めた。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
285	京都拘	R3.7.12	性同一性障害を有した被収容者が申出をすれば一定の処遇が受けられることを周知するようにしてはどうか。	新入調室内に性同一性障害に関する掲示物を備え付けて閲覧させることで、全ての入所者に対し、性同一性障害者に対する処遇上の配慮があることを周知させることとした。その上で医務課職員が「健康調査票」に基づいて質問する際に、他に知られることなく被収容者が申し出ることが可能となるように改善した。 引き続き、必要な配慮を行う。
286	京都拘	R4.3.7	新聞紙購読について、夜間、休日を除いて随時受付可能に変更された。引き続きの取扱いを継続されたい。	新聞紙購読については、引き続き夜間、休日を除いて随時受け付ける取扱いを行う。
287	京都拘	R4.3.7	高齢者の誤えん防止について、とろみ剤使用等の誤嚥防止を一層進められたい。	委員会の意見を受け、とろみ剤の使用については、医師の診察により、医療上必要と認められれば、直ちに使用できる体制を整備している。現在、使用が必要と認められる高齢被収容者は、在所していないため使用していないが、今後も高齢者の誤えん防止に取り組む。
288	大阪拘	R4.3.25	被収容者に対する処遇が、改築工事による新居室棟への転居により変更がある場合については、その内容等について周知し、被収容者に対して不利益な変更がないよう配慮願いたい。	改築工事に伴う新居室棟への転室に係る処遇変更については、できる限り被収容者に不利益が発生しないよう配慮し、周知した上で実施しており、今後も同様の対応を行う予定であるが、施設の構造変更に伴い、従前実施していた処遇が継続不可能となる場合がある。
289	大阪拘	R4.3.25	自弁購入品に関し、品目数、価格、品質等については、被収容者から理解を得るよう周知等について配慮いただきたい。	当所における自弁購入物品は、全国的な公募により適正に選定された事業者が提供しており、価格及び品質などについては全国で統一されている。また、品目数については、事業者売店の在庫管理の観点なども踏まえつつ、十分な品目数を確保している。なお、全体的な周知は予定していないものの、申出などがあった場合には個別に対応する。
290	大阪拘	R4.3.25	売店購入価格については、全国共通基準等に従っており、各刑事施設間で取り扱い物品の差異を解消しようと努めているとのことであるが、当所からも上級官庁に対し意見具申することを検討すべきである。	当所における自弁購入物品は、全国的な公募により適正に選定された事業者が提供しており、価格については全国で統一されているため、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
291	大阪拘	R4.3.25	多数の被収容者を収容することによる保安上の要請等の必要性から、ある程度、被収容者処遇については画一的な処理もやむを得ないところもあると理解するが、高齢者や身体障害者等については、その特性や個別性に応じた柔軟な配慮をすべきである。	被収容者個々の特性や病状に応じ、車椅子の使用や臨時的に横がを許可するなど、柔軟な対応を行っているところであり、今後も継続する。
292	大阪拘	R4.3.25	被収容者からは、職員の言葉遣いや態度等に関して乱暴であるとの意見がある。更に一層配慮願いたい。	職員の言葉遣いなどの被収容者対応については、日々、研修や指導を実施しており、現状、問題はないと把握しているが、今後も研修や指導を継続する。
293	大阪拘	R4.3.25	今後、仮にＬＧＢＴ等に該当する被収容者が入所した場合、その者の個性に応じて、柔軟な対応、配慮をお願いしたい。	現在、ＬＧＢＴ等に該当する被収容者を収容していないと承知しているものの、被収容者個人の特性や心情などと、当所の規律秩序維持上、必要な制限とを比較考量し、柔軟な対応を行う予定である。
294	大阪拘	R4.3.25	特に死刑確定者に対しては、面会や教誨について、その心情の安定を図るためにも、個別事情等を勘案し、柔軟な対応、配慮を検討願いたい。	死刑確定者の面会及び教誨については、その者の心情安定を図ることに留意し、特に教誨などを受けることを希望した場合には、個別の事情などを勘案した上で、当所の教誨師に協力を求めて実施しており、今後も適切に運用する。
295	大阪拘	R4.3.25	被収容者、職員の新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、引き続き、万全の予防策、体制をとっていただき、万が一感染者が発生したとき等は速やかな感染拡大防止策、治療等を徹底していただきたい。	当所職員の新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、被収容者に対してもサージカルマスクを毎日交付し、着用を指示するなど、十分な対策を講じている。また、当所において同ウイルス感染者が発生した際には、速やかなスクリーニング、隔離などを実施して必要な措置を講じており、今後も徹底する。
296	大阪拘	R4.3.25	新型コロナウイルス感染症に関し、予防対策、ワクチン接種、治療等、必要な情報等について今後とも周知の徹底を願いたい。	新型コロナウイルス感染症に係る新規の情報については、都度、職員に対して周知するとともに、被収容者に対しても、所内放送などにより感染対策などの必要な情報について、都度、周知をしている。
297	大阪拘	R4.3.25	死刑執行場所及び死刑確定者の居室について視察を認めてもらいたい。	視察にはなじまない場所として、視察の対象外としている。
298	大阪拘	R4.3.25	大阪拘置所視察委員会委員の定員数について、刑事学、刑事政策等に関する大学の研究者等有識者の増員を上級官庁に申し入れていただきたい。	視察委員定員の増員については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
299	神戸拘	R3.7.20	意見・提案箱の経年劣化が激しいため、更新はできないのか。 また、鍵について、意見・提案箱各々に種類を分けるのではなく、同一のものにできないのか。	直ちに更新はできないものの予算事情を踏まえた上で更新を検討する。また、更新する場合、意見・提案箱の鍵は同一のものとしたい。
300	神戸拘	R4.3.28	医療体制については、常勤医の採用が行われ、外部	引き続き、医療体制の整備・維持について努めてい

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			医療機関とも協力の上、必要な医療が行われている状況にあるものと理解している。新型コロナウイルス感染症への対応に労力を要している状況が続いているが、今後とも、医療体制の整備・維持について継続されるよう求める。	く。
301	神戸拘	R4.3.28	令和３年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染が収束していないため、他施設の見学は実施できなかったが、委員の見識を深める重要な機会であるので、状況が許す限りにおいて、可能な限り実施されるよう要望する。	法務省矯正局作成の「刑事施設視察委員会活動の手引き」によれば、視察委員会による刑事施設の視察の場所は、所管施設及び同施設の支所とされており、他施設はこれに含まれておらず、他施設の見学については、視察委員会の活動とはみなされていないことから、刑事施設視察委員会として見識を深めるため、他施設の見学・参観を希望される場合には、一般参観と同様の扱いになると思料する。希望される場合には、可能な限り助力する。
302	鳥取刑	R3.3.31	鳥取刑務所における医療従事者の業務が多忙であり、個々の被収容者に対して説明する時間が不足しているとしても、少なくとも移送されてきた被収容者に対する治療方針（投薬含む。）が移送前の治療方針（投薬含む。）と大きく異なる場合には、被収容者に対してその理由を説明する等の対応を採ることを求める。	被収容者の診療については、被収容者の申出、看護師等からの報告及び医師の知見等に基づき、医師が診療の要否を判断しており、移送して入所した被収容者についても、移送元の刑事施設から引き継がれている情報を踏まえて適切に治療や説明等を実施している。
303	鳥取刑	R3.3.31	新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される期間については、自弁のマスクの使用を認める運用とされたい。また、今後も、受刑者の健康状態その他の事情に照らし、自弁のマスクの使用について柔軟に対応することを求める。	当所では、新型コロナウイルス感染症対策の１つとして、受刑者にマスクを支給（現在は休日を除く毎日）して着用させているため、受刑者が新型コロナウイルス感染症予防として自弁マスクの使用を申し出たとしても、特に使用が認められる事情があると判断されないため、これを許す取扱いとしていないものである。 なお、自弁のマスクについては、法令等の規定に基づき、個別の事情を考慮した上で使用の許可を判断しており、今後も柔軟に対応することとしたい
304	鳥取刑	R3.3.31	裸眼では日常生活が容易ではない者の所有する眼鏡のレンズの色に関し、目線の動きが容易に確認できる程度の濃さであれば、レンズに薄く色がついている程度であり、規律秩序維持に問題を生ずる可能性は低いとも思われるため、使用を許可することを検討されたい。	着色レンズの使用により、①被収容者の顔の識別や目線の確認に支障が生じ、視線、目つきを一見することにより把握できなくなるおそれがあること、②一定の透明度以上のものを許可するとした場合、その検査が煩雑となること、③他者を威圧することを目的にする被収容者が想定され、それによりトラブルの発生が想定されること、④透明度はメーカー等の条件により差異があり、個々の許否判断により不公平感が生じかねないなどの当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがあるため、医療上の理由で着色レンズの使用の必要性が認められる者についてのみ、その都度許否を判断することとしている。
305	松江刑	R3.5.12	冬季限定で使用を許可していた使い捨てカイロについて、購入したが期間内に使用できず未使用になった場合、廃棄または外部者への交付としているが、非発火性のカイロで、有効期限が残っているのであれば、保管私物として所持するか領置できるようにしてほしいとする意見があった。検討されたい。	これまで、冬季限定で使用を許可していた使い捨てカイロ（以下「カイロ」という。）については、当所の内規により、その使用期間後は、未使用となったカイロの領置は認めていなかったため、使用期間終了間近に購入を受け付ける際は、残数量と使用期間を考慮するよう指導し、残ったカイロは廃棄又は交付（宅下げ）の手続きをさせる対応とし、他の刑事施設からの入所者が使用許可期間外にカイロを所持していた場合には、領置を認め、医療上必要があると認められた者については、使用期間以外にも医師が定めた期間内において使用を認める取扱いとしていたところ、令和３年度冬季以降、使用期間後も保管私物として所持を認める取扱いに変更した。
306	松江刑	R3.9.15	被収容者に対する新型コロナワクチン接種の対応について検討されたい。	被収容者もワクチン接種が実施できるよう島根県及び松江保健所に対し協力要請をすると共に、当該被収容者に対しては、本人の家族及び各市町村に問い合わせて、ワクチン接種券を入手するよう指導し、入手できた者については、本人の同意を得てワクチン接種ができるよう対応している。
307	松江刑	R4.1.19	懲罰審査会における補佐人について、名ばかりの存在であり機能していないとする意見があるが、どのような立場の職員が、どのような手順で補佐人をしているかについて報告されたい。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第１５５条後段に記載されているものであり、当所においても内規を定めて実施している。当所の内規では補佐人は統括矯正処遇官（教育担当）が行っている。懲罰審査会を実施するに当たり、事前に、補佐人は当該被収容者に対して面接を行い、本人が審査会に出席する場合は、本人が答える際の要領等について助言し補佐役として補佐し、また、本人が出席しない場合には、本人に弁解書を記入させ、その内容を当該被収容者に確認させた上で、補佐人が代弁する。 補佐人は、法令に基づき、当該被収容者を補佐し、その権利を擁護する立場であることを十分理解した上で、可能な限り丁寧に当該被収容者から事情聴取しており、その内容については懲罰表に記録している。
308	島根セ	R4.3.18	職員の資質向上、人権意識の高揚、パワハラ防止を	令和４年度においても、職員の資質向上や人権意識

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			図る研修については、外部講師の招へいや外部講座の受講など研修を充実させるために必要な予算要求等の措置を令和４年度も採られたい。	の高揚、パワハラ防止を図る研修を充実することとしたい。
309	島根セ	R4.3.18	不適切な言動等が認められた職員に対しては、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を採られたい。また、予防的な面から、特に夜勤担当の職員についても同様の措置を求める。	職員の不適切な言動が認められた場合には、事実関係を詳細に調査し、原因・経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施していきたい。また、夜勤担当職員からも職場環境に関する意見を聴取し、必要な措置を執っていきたい。
310	島根セ	R4.3.18	職場環境の充実を目指し、相談体制や部署間での格差改善等に取り組んでいただきたい。	職場環境の充実については、各種相談制度やストレスチェックを活用し、部署間での格差改善等に取り組んでいきたい。
311	島根セ	R4.3.18	新型コロナウイルス感染症対策を今後も適切に執られるとともに、これに伴う行動制限を緩和する対策も執られるようにお願いしたい。	今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況や新型コロナワクチン接種状況などを勘案した上で、各種対応措置の変更を検討していきたい。
312	島根セ	R4.3.18	新型コロナウイルス感染症の影響のある中ではあるが、余暇活動に訓練生参加型の石見神楽等の文化的活動もできるよう導入の検討を継続して頂きたい。	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ユニット間での訓練生の交流を極力制限しており、直ちに実施できる状況にはないが、状況が許すようになれば、積極的に行事を実施していきたい。
313	島根セ	R4.3.18	優遇菓子のメニューについて、定期的な変更及び内容について訓練生の要望を取り入れる取組を今後も続けられたい。	優遇菓子のメニューについては、毎月メニューを入れ替えており、受刑者のし好を踏まえて、今後もメニューを変更していきたい。
314	岡山刑	R4.3.15	被収容者に対して何らかの制限を新たに課す場合や変更がなされる場合などには、その必要性や理由の丁寧な説明が必要であるが、岡山刑務所では令和３年度、被収容者から、職員の被収容者に対する接し方や態度について多くの意見が出されていたことを踏まえ、各種制限の変更等があれば、その必要性、理由から丁寧に説明していくなどして、各職員が被収容者個々を１人の人間として尊重していることが伝わっていくような態度、接し方を身につけることのできる研修などの充実を要望する。	職員に対しては、研修を適時実施するとともに、被収容者処遇に当たっては、冷静を旨とし、毅然とした態度を保ちつつも、温かみを持って、公平・公正に対応し、不適切な言動やなれ合い的関係に陥ることは厳に慎んで接するよう指導している。今後も引き続き、指導を重ねるとともに、人権に関する内容、不祥事防止に関する内容など、国家公務員として必要な知識を習得させるための研修等を実施して意識向上に努める。
315	岡山刑	R4.3.15	エアコン（特に冷房）について、岡山刑務所でも一部の収容棟に設置されたが、老朽化した建物については設置されていない。近年の夏場の猛暑を考えれば、喫緊の課題であることから、建物の新設等を含め、エアコンの導入の拡大をお願いする。また、岡山刑務所では、せっかく設置したエアコンが、供給電力の関係で、十分に稼働できていないとのことであり、これでは全く何のためにエアコンを設置したのか分からないと言うほかないことから、こうした面も十分に改善されるよう求める。	熱中症対策の一環として、令和２年度予算において、建物の構造が比較的新しい２か所の居室棟にエアコンを整備する予算措置があったため、令和３年度から運用を開始したところ、使用電力の増加により、所内の電力供給が追い付かなくなる状況が多発したことから、収容区域だけでなく、庁舎区域に設置しているエアコンを含め、使用箇所を制限して運用したものである。 エアコンを設置するためには予算が必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
316	岡山刑	R4.3.15	食事については、常に多くの意見が出されるところ、岡山刑務所でも令和３年度も同様であり、特に食事の量（カロリー、栄養価など）についての不満などが多く出された。管理栄養士の指導の下、徹底した管理の中で対処されているものと理解するが、そのことが被収容者に十分に伝わり、また被収容者からの信頼を得るまでに至っていないようにも思われることから、被収容者からの信頼を得られるべく、献立表のみならず、食事量、カロリー値等の開示や折々の抜き打ち検査などの様々な工夫がなされるよう要望する。	給食の１日分の標準栄養量は法務大臣訓令で定められているところ、岡山刑務所の給食の栄養量に不足はなく、メニューについても、年に２回、給食委員会を開催し、献立等に対する意見、要望を聞き取った上、管理栄養士が炊事工場の作業能力及び予算を考慮し、意見を可能な限り反映させた献立を月ごとに作成して、月に１回、関係職員が出席する献立会議に諮り、承認を得ている。頂いた御意見を踏まえ、引き続き、決められた予算内で、必要な栄養素量を確保するため、被収容者の意見を考慮しつつ、旬の食材を取り入れながら、献立を作成するように努める。
317	岡山刑	R4.3.15	令和３年度も、物品の購入について、品目が少ない、価格が一般の量販店よりも高いなど、多くの意見が出されている。エームサービス株式会社と一括契約していることに起因するとのことであるが、実質上一社独占的な状態に陥ってはいないか、健全な競争を促すべく、対処を要望する。	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
318	岡山刑	R4.3.15	被収容者の健康維持の点で、健康診断の充実を求める意見があった。現在も一定の健康診断は受けられるなどの対応はなされているとのことであるが、一般と比べると不十分と思われ、特にガンなどの死に直結しかねない深刻な病気の早期発見ができず、手遅れとなってしまった、などということがないよう、対応を要望する。	岡山刑務所における、被収容者に対するがん検診として、肺がん検診（胸部レントゲン、喀痰細胞診）、胃がん検診、大腸がん検診を、一定の要件を満たしている者を対象に行っている。また、それに加えてメタボリック検診を実施しているが、一般企業が実施している健康診断と遜色がないように努めている。 検診で要精査となった者は、外部医療機関で精査するなど必要な措置を講じているが、頂いた御意見を踏まえ、引き続き、適時適切に医療措置を講じるよう努める。
319	岡山刑	R4.3.15	岡山刑務所はＬＡ（長期収容）指標の受刑者を収容しているが、被収容者の高齢化が深刻な問題となっており、身体の衰えもさることながら、中には認知症となってしまった被収容者もいる。こうした認知症の被	他の者の助けが必要な受刑者等が就業する養護工場を稼働させた上で、当該受刑者に対しては、介護福祉士等の専門家による、記憶力や判断力などに係る機能及び身体の機能が低下することを防止するための

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			収容者の処遇をどうするのか、あくまで所内で介護するのか、それとも病院、介護施設など戸外の施設での処遇も可能とするのか、認知症となったと思われる被収容者が夜間に大声を出していた、などの意見もあったこと、また介護に当たる他の被収容者の負担、あるいは決して専門家でない他の被収容者の介護で十分なのかなど、問題点もあるかと思われるため、検討いただきたい。	取組を行っているほか、同工場の全就業者に対し、読書、軽度の運動及び居室内の整理整頓等により、記憶力や判断力などに係る機能及び身体の機能が低下することの防止を図っており、被収容者の疾病や障害等に応じて一定の配慮をしながら身体機能を維持させることを推進し、可能な限り、一般工場に就業する受刑者と同等の処遇を実施するように取り組んでいる。また、認知症対策の一環として、６０歳以上の高齢受刑者に対し「改訂長谷川式簡易知能評価スケール」を実施し、認知症傾向の把握に努めるとともに、認知症対策プロジェクトチームを立ち上げ、認知症緩和対策について検討を進めている。 被収容者の処遇を介護施設で行うことは、現状においては、制度上不可能であることから、今後も、引き続き、当所内での適正な処遇に努める。 なお、被収容者に対しては、病院移送を含めた医療措置を適時適切に講じているところ、今後も継続的に取り組む。
320	広島刑	R3.7.16	他施設で購入できた自弁物品が広島刑務所で購入できないため購入できるようにしてほしいとの希望があるため、検討されたい。	必要に応じて指定事業者と調整し、適切に対応する。
321	広島刑	R3.9.17	視察委員との面接の際にノートを持ち込めるようにしてほしいこと、及び視察委員との面接を事前に教えてもらいたいとの意見があるので、検討されたい。	被収容者に対し、視察委員との面接に関し、雑記帳を含む筆記用具等の携行を希望する場合は、願箋をもって出願するよう周知した。 なお、視察委員との面接について、面接日の前日以前に告知することとした。
322	山口刑	R4.3.31	規律違反行為等が発生していない最優良、優良工場のみで映画視聴回数を決めるのではなく、他にも工場を評価する制度を考案し、総合的に映画視聴回数を決めることを要望する。	御意見を参考にし、現在の減点評価に加点項目を加えるなど、評価基準の見直しを検討する。
323	山口刑	R4.3.31	映画は新聞やテレビ・ラジオといった報道手段の一つでもあり、現に社会でどのようなことが起きているかを知る上で大切なメディアであるため、旧作だけではなく、最近話題の映画なども視聴できるように配慮することを希望する。	被収容者に対する社会情勢を知る機会として、日刊新聞の回覧やラジオ放送の視聴について便宜を図っているところ、近隣の施設等が所有しているＤＶＤの借用等、できる限り最近話題の映画等の視聴が可能な方法を検討する。
324	山口刑	R4.3.31	昼食の際のテレビ視聴につき、工場によって食事中のみの工場と、昼食休憩終了後までの工場とで差異が生じている。テレビは社会とのつながりを維持する上で大切な手段であるため、可能な限り視聴時間を長めに設定することを希望する。	新型コロナウイルス感染症のまん延状況を見据えつつ、コロナ禍以前の食堂での休憩に戻し、工場間でテレビ視聴時間に差異が生じないようにすることを検討する。
325	山口刑	R4.3.31	滋賀刑務所が閉鎖されたことに伴い、同所から数十人が移送されているが、両施設の規則や運用に差異があると無用なトラブルの原因となりかねないため、規則の運用について周知徹底することを検討されたい。	他施設から入所した者に対し、収容施設の違いによる運用等の差異に戸惑うことがないよう、今後、更にきめの細かな指導を行っていく。
326	山口刑	R4.3.31	新型コロナワクチンの接種について、２回目のワクチン接種終了後に入所した者及び３回目のワクチン接種について、早急の対応を希望する。	被収容者に対するワクチンの接種に関しては、２回目までの接種及び３回目の接種について、山口市と協議中である。
327	山口刑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症まん延下における視察委員会の開催に関し、感染状況に応じて画像付きの通信手段で開催する方法について検討されたい。	山口刑務所においてＷＥＢ会議システムに係る機器等の整備はなされているが、視察委員会の会議をＷＥＢ上で行うことの相当性など、設備整備及び情報セキュリティ上の問題等を検討する必要があるため、視察委員会から申入れがあったことについて、上級官庁へ報告する。
328	岩国刑	R4.2.24	令和４年度以降も、医療スタッフを充実し、外部医療機関とも連携の上、迅速・適正な診療を実施することを要望する。	令和３年度は、常勤看護師１名が増員されたが、引き続き医療スタッフの充実を図る。近隣の医療機関との連携、早期の医療専門施設への移送等を行い、適正な医療体制の維持に努め、可能な限りの対策を講じる。
329	岩国刑	R4.2.24	令和３年度は、岩国刑務所においても職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生している。貴所において、すでに講じられている対策の継続に加え、感染状況等を踏まえた新規の適宜の対策、職員に対しては、勤務中・勤務外を問わず感染対策の徹底を求める。また、新型コロナウイルス感染症への感染予防を理由に、被収容者の権利・人権への配慮も怠らないよう要望する。	新型コロナウイルス感染症対策については、今後も職員に対し、勤務中・勤務外を問わず、一人一人が基本的な感染防止対策の徹底の重要性について、繰り返し注意喚起する。 今後も、実効性のある感染防止対策を継続的に実施し、面会等の外部交通も含め、所内での感染拡大防止対策と、被収容者の権利に配慮した適切な処遇との両立に配意する。
330	岩国刑	R4.2.24	被収容者から他の被収容者に対する不平・不満等の意見は例年多く見受けられ、令和３年度も多くの意見があった。被収容者間トラブルは、視察委員会で取り上げることで注意喚起となり、職員の適宜迅速な対応を可能とし、被収容者間のトラブルを未然に防止する一助になる。今後も、特に重要と思われる案件に関しては、視察委員会で取り上げるので、引き続き、真摯な検討、対応を希望する。	実際に、視察委員会からの意見を契機として動静視察や心情把握をより注意深く行うようにしたケースもあり、被収容者間のトラブルを未然に防止する見地からも、引き続き、個別の被収容者に対する不平不満のような意見について、視察委員会で取り上げられた際には、真摯に検討及び対応する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
331	岩国刑	R4.2.24	被収容者の中で高齢者や障害を有している者は、医療や介護的ケアの必要性も高まるので、特段の医療・保健衛生上等の配慮を希望する。 高齢被収容者等への配慮に関し、他の被収容者がそれを不当な優遇と捉え、批判的な意見として意見・提案書に記載されている件が散見された。 被収容者に対して、高齢者や障害者の特性に応じた配慮の必要性・相当性を周知するとともに、他の被収容者から差別的な言動がないように注視するように希望する。	被収容者の中には、高齢や障害による身体機能や認知機能の低下により医療や介護が必要な者が一定数存在している。 被収容者の高齢化への対策として、医療面では、医師の指示に基づき、カロリー制限や軟食・軟菜などへの食事内容の変更などを、処遇面では、全日就業が困難な者を対象に、動作時限を変更して半日のみ工場で就業させる配慮をした。設備面では、単独寮の浴室に転倒防止用の手すりを設置した。 障害者についても、女子刑事施設地域連携事業も活用し作業療法士や介護福祉士によるリハビリや、入浴・食事の介助等、当該被収容者に必要な支援を行った。 また、被収容者に対して、高齢者や障害者には、その特性に配慮した処遇をすることが必要となる場合もある旨を周知し、差別的な言動がなされないよう適切に対応する。
332	美祢セ	R4.3.30	新型コロナウイルス感染者・接触者の自宅待機による職員の業務負担増対策として、リモートワークなどを取り入れ、職員に過度の負担がかからない体制を検討されたい。	非常時の業務継続に有用な勤務形態としてテレワーク勤務に係る内規を発出し、感染症対策及びワークライフバランスの推進のため、計画的なテレワーク勤務を実施している。
333	美祢セ	R4.3.30	コロナ禍により、面会者が感染を恐れて来所が困難な可能性もあることからオンライン面会をできる限り多く認めていただきたい。	電話による通信として、ＷＥＢ会議システムを利用した外部交通をできるよう整備している。
334	美祢セ	R4.3.30	満期出所ゼロのために、受刑者一人ひとりに対し個別面接や日々の生活を通して、それぞれの問題点を掘り起こし、再犯に至らないための現実的かつ具体的な対策を考えさせるよう働きかけていただきたい。	当センターにおいて、独自に満期出所ゼロプロジェクトを立ち上げ、調査専門官、教育専門官、就労支援専門官及び担当職員が協力して満期出所となりそうな者に対し面接等の働き掛けを行っている。
335	美祢セ	R4.3.30	資力はあるのに万引等窃盗を繰り返すような者が多いように思われるが、窃盗防止の特別改善指導がないので窃盗の再犯防止に特化した指導プログラムの策定及び実施を検討されたい。	特別改善指導は「受刑者の各種指導に関する訓令」に基づき実施しており、特別改善指導として窃盗防止指導は規定されていないが、当センターに収容されている受刑者の実情等を踏まえ、官民協力して独自の一般改善指導プログラム窃盗防止指導を実施し、再犯防止を図っている。
336	美祢セ	R4.3.30	職業スキルを身に付けることは再犯防止のために有効と考えられるが、ネット販売科は女性受刑者のみ、販売戦略科は男性受刑者のみが受講できる扱いとなっているので、いずれについても性別を問わず、受刑者が受講する機会を均等に確保できるよう配慮いただきたい。	当センターでは、職業訓練は民間事業者に委託しているところ、講師の確保等の都合により、男性か女性のどちらか一方にしか実施できない職業訓練もあるが、できる限り均等に機会を確保するよう民間事業者に依頼する。
337	美祢セ	R4.3.30	医療上の相談を担当職員にしても聞いてくれず、症状が悪化するばかりという意見があったので、受刑者が体調不良を訴えた際は、無視することなく、丁寧に事情を確認した上で、必要な医療上の措置を講じるなど適切に対応いただきたい。	受刑者の体調不良の申出を無視することはなく、必ず医師に報告し、医師が診療の要否を判断しており、適切に治療等を実施している。また、被収容者に対しては説明をするよう心掛け、適正な医療の提供に努めている。
338	美祢セ	R4.3.30	職員の指導の不十分さを指摘する記載が散見される。受刑者に対する指導に当たっては、その改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成につながるような言動を心掛けていただきたい	他施設に比して若年職員の割合が高いことから、言葉遣いや態度についての指導を随時実施しているが、今後も引き続き指導を実施していく。
339	美祢セ	R4.3.30	扇風機を使用して運動していた際、いきなり注意された等の記載があり、施設の調査では職員の扇風機使用への認識が不十分であったようであるが、職員に人権を尊重する意識があれば、頭ごなしに受刑者の言動を否定することもないと思われるので、一人ひとりの職員が人権を尊重する意識を十分に持つよう心掛けていただきたい。	調査したところ、一部の職員において指示の誤解があったため、よく指示を確認するよう指導していく。人権の尊重についての研修も行っているので、今後も言動等を意識するよう指導していく。
340	美祢セ	R4.3.30	座布団が洗濯されない、三角巾が黄ばんでいるなど不衛生さを訴える指摘があったので、生活用品については、衛生的な状態を維持できるよう、適宜、洗濯などを実施していただきたい。	座布団については民間事業者と協議して洗濯を行えることとなった。三角巾については、定期的に洗濯や交換を行っているので、汚損があれば申し出るよう周知していく。
341	美祢セ	R4.3.30	「男子の購入に制限があるリンス、栄養クリーム、化粧水については、男だからいらないとされるのはジェンダー平等に反するし、男子が化粧水を使用することも一般的になってきている中、使用を認めても管理運営上の問題はないと思われる。」との意見があり、男女間の取扱いの違いが本当に合理的なものか検討いただきたい。	自弁物品の品目は訓令で定められており、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
342	広島拘	R4.3.30	被収容者の死亡その他心身に重大な影響を与える事案（死亡事案等）が発生した場合、当視察委員会にその経緯等を説明するだけでなく、当視察委員会が必要と思料し、診療録その他の記録の閲覧等を求めた場合、それに応じるよう求める。	被収容者が死亡するなどの重大事案が発生した場合には、視察委員会に対し、経緯、当所の対応等を説明するなど、必要な情報提供を行う。情報提供の在り方については、当該事案の内容等に応じ、個別に判断する。
343	広島拘	R4.3.30	診療録その他の記録の閲覧等を拒むのであれば、当	第三者機関を設置し、提言等をなし得るシステムを

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			視察委員会の求めによって、死亡事案等について重大結果発生に至るまでの施設の対応を含めた一連の経緯を明らかにし、結果発生の原因等を検証する第三者機関を設置し、第三者機関の検証結果に基づき当視察委員会が必要に応じ再発防止の一般的提言等をなし得るようにシステムを整備することを求める。	整備すべきという意見があったことについて、上級官庁に報告する。
344	広島拘	R4.3.30	視察委員会の開催について、視察委員の意見を聞かないまま一方的に決定しないよう求めるとともに、視察委員会が確実に開催できるよう、電話会議システムを利用したリモート会議の開催を可能とするなど必要な整備をするよう求める。	視察委員会の開催に当たっては、委員との日程調整を十分に行っていく。 視察委員会をリモート会議で開催可能とすべきという意見があったことについて、上級官庁に報告する。
345	徳島刑	R4.4.8	コロナ禍における保健衛生に伴う要望が多く見られる。マスク配布をはじめ様々な対応がとられているが、引き続きコロナ対策を講じるように希望する。	新型コロナウイルス感染症対策については、不織布マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、居室の換気の励行等の基本的な感染対策のほか、入所後一定期間の単独室収容等、様々な形で実施しており、今後も各種対策を講じて、同感染防止に万全を期す。
346	徳島刑	R4.4.8	施設の老朽化が進んでいることから、塀の強度や施設の安全性・耐震性を懸念する声がある。地域住民が不安を抱いているので、塀の強度や施設の安全性・耐震性に関して、診断結果（今後実施する予定の診断結果含む。）の概要を地域住民に公開することを要望する。	当所は昭和４０年代に建築された建物が多く老朽化していることは事実であるところ、適時、必要な修繕を行っている。 ただ、工事の計画を所管する上級庁から、予算的な面から建替えや耐震改修等工事の具体的な方向性が示されていないことから、地域住民に対する説明は行っていない現状にある。引き続き、耐震工事等が１年でも早く開始できるように関係機関の理解を得ることに努める。 頂いた御意見については上級官庁に報告する。
347	徳島刑	R4.4.8	人事面での配慮を含めて、刑務官の子女が地元の幼稚園、小学校及び中学校に通園通学することを推進するための取組みを行うように希望する。	人事異動に伴い当所に転入する職員全員に対し、職員宿舎の利用の有無を確認するとともに、世帯で職員宿舎に入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学等を案内している。
348	高松刑	R4.2.16	意見・提案箱について、現状の各居室棟各階設置を継続しつつ、従前の体育館への設置・使用も要望する。	意見・提案書の提出意思がない被収容者が、他の被収容者からの働き掛けにより提出を強いられることなどを避けるとともに、工場就業者と同就業者以外との間での利便性の公平さを確保し、かつ、被収容者がきたんなく視察委員会に対して意見・提案書を提出できることから、現状のとおり、各居室棟各階の設置のみを維持することが適当と考えている。
349	高知刑	R3.7.19	個別入浴場の入浴時において、足拭きマットの吸水性が悪く、入浴が後者になるにつれ、同マットが湿っていることから、衛生不良であるため、対応を検討されたい。	個別入浴場において、従来の足拭きマットより吸水性及び速乾性に優れたワッフル型の足拭きマットを整備した。
350	高知刑	R3.10.7	新型コロナウイルス感染症対策として、被収容者に貸与している布マスクでは、予防効果が低いとの見解があることから、他施設の実情に鑑み、対応を検討されたい。	令和４年１月１８日から、被収容者に貸与していた布マスクを不織布マスクに変更し、１日１枚貸与することとした。
351	高知刑	R4.3.3	被収容者にとって、食事は日々の生活の中の楽しみのひとつとして重要なものであるため、民間業者と協議し、今後もメニュー等の創意工夫を検討されたい。	食事については、被収容者へアンケートを行い、結果を民間業者に伝達しているところ、引き続き満足度の向上に努めるため、献立等につき、民間業者との協議を図ることとする。
352	北九州医刑	R4.3.28	令和２年度意見書に対する貴所からの回答においては、単独室の居室内における新聞閲覧時間が、現在、作業日免業日とも１日１５分とされている点について、こうした取扱いについて、被収容者から特段の不服等は認められないとのことであるが、視察委員会へは閲覧時間の拡大を求める意見が令和３年度だけでも複数届いている。速やかに、従前のとおり、作業を行う日は２０分、作業を行わない日は３０分に戻すよう要請する。	北九州医療刑務所は小規模施設であり、閲覧新聞に係る予算が限られていることから、部数を増やすことは困難であり、閲覧時間を拡大した場合、当日中に全受刑者に回覧することが困難となる。
353	北九州医刑	R4.3.28	「靴下の所持が２足なので、洗濯物が出せない休日に不足し、何日間も汚れた靴下を履き続けなければならない。」という意見が届いている。靴下についても、シャツ及びパンツと同数の４足貸与への変更を要請する。	居室用として２足貸与しているところ、洗濯は平日のみであることから、祝日等が続くことにより、貸与枚数に不足が生じるため、貸与数量を増加する方向で検討を進める。
354	北九州医刑	R4.3.28	貴所におけるシャツ及びパンツの貸与枚数が各４枚となっているが、大分刑務所では各７枚の貸与枚数であったとの意見が届いているため、枚数の増加を要請する。	シャツ及びパンツ各４枚の貸与に加え、夏季処遇期間中は増貸与しているので、現状どおりの運用を継続したい。
355	北九州医刑	R4.3.28	貸与のシャツ及びパンツについては、１年ごとに新品への交換を要請する。	一律に１年ごとに新品に交換することは、予算の効率的な執行の観点から困難と考える。現状どおり、被収容者が、破損、汚損等による交換を申し出てきた場合は、適切に対応することとする。
356	北九州医刑	R4.3.28	女区と同様に男区の体育館にも、意見・提案箱を設置することを検討されたい。	男区の体育館にも意見・提案箱を設置することとする。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
357	北九州医刑	R4.3.28	体育館の意見・提案箱のそばに、その場で意見・提案書を書いて投かんできるように、用紙と筆記用具を備え置くことを検討されたい。	体育館の意見・提案箱のそばに用紙及び筆記用具を備え置く具体的方法を検討する。
358	北九州医刑	R4.3.28	意見・提案箱の付近にある、提案の際に使用する用紙を制限する注意書きを撤去することを検討されたい。	意見・提案箱の周辺には。「意見書の提出にあたっては、所定の用紙に限りません。ただし、破ったノートで提出してはいけません。」と注意書きを記載しているが、使用する用紙を制限していと誤解を招くおそれがあるため、注意書きを撤去する。
359	北九州医刑	R4.3.28	被収容者に配付される「被収容者遵守事項等」には、その名のとおり遵守すべき事項しか記載されていないため、視察委員会に対して意見・提案ができること及び施設長宛ての苦情申し立てが可能であることなどの記載を、末尾に追加することを要請する。	遵守事項と同じく、居室に備え付けられている「所内生活の心得」の中に、刑事施設視察委員会に関すること、各種不服申し立てに関することについて記載、周知されているため、被収容者遵守事項等に重複して追記することについては、現在のところ予定していない。
360	北九州医刑	R4.3.28	令和２年度意見書に対する貴所からの回答においては、「節電の観点から読書及び認書等をしながらのテレビ視聴はさせず、読書等をする場合については、テレビの電源を落とさせることとしているが、同取扱いをもって、殊更時事の報道に接する機会を奪っているものではないと考える。」とあり、「機会を奪っている」とまでは言えなくても、「機会を制限している」ことは明らかであり、機会を制限するだけの節電効果が得られていないのであれば、同取扱いを取りやめるよう要請する。	節電の効果にこだわらず、被収容者に対し、節電意識を持たせることは、社会復帰後の生活上有益であり、また、時事の報道に接する機会は、法令に基づき適正に付与していることから、現状どおりの運用を継続したい。
361	北九州医刑	R4.3.28	介助係は、免業日等でも、三食の配食作業を担当しており、季節によっては肌着が濡れるほどに汗をかく場合もあるが、免業日等は洗濯作業が行われず、月曜日に洗濯を出す場合にも、一人当たり１枚に制限されている。その結果、洗濯に出せない濡れた肌着を抱え込むか、数日間連続で着用しなければならない。これを改善するために、介助係については、洗濯に出す肌着の枚数についての制限を解除することを要請する。	洗濯枚数の増加あるいは配食作業用衣類の増貸与を、夏季処遇の変更時に行う方向で検討する。
362	北九州医刑	R4.3.28	「洗濯物が乾燥不足で湿っている。洗濯物が異臭を残して返却されることが頻繁にある。」という意見が届いているので、改善を要請する。	天日干しをした場合、日照時間や気温等によっては、完全に乾燥しきれないこともあるため、乾燥機を使用するなどで対応しているが、乾燥不足が認められた場合は、適切に対処することとしたい。
363	北九州医刑	R4.3.28	平成１８年５月２３日付け矯総訓第３３６７号「被収容者の不服申立てに関する訓令」第５条第３項においては、「刑事施設の長は、被収容者が二人以上共同して、又は他の者に代わって申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。」と規定しているが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第１５７条第２項は、「これを行うものが自らしなければならない」と規定しており、２名以上の被収容者が共同して苦情を申し出ることを禁止してはいない。 ２名以上の被収容者が、共通の内容の苦情を申し出てきた場合、その苦情の内容に理由がある可能性が高まると考えるのが通常の経験則である。それに反して、２名以上の被収容者による苦情の申出であるという形式的な理由を盾に、内容の検討を行わないことは明らかに違法である。今後は、このような取扱いを改めて、苦情内容の検討を行うように要請する。また、法務省に対し、訓令の改正願いを上申するよう要請する。	現行法令上、北九州医療刑務所では対応できないため、上級官庁にその旨報告する。
364	北九州医刑	R4.3.28	職員の暴言について、例年になく、多数の意見が届いている。具体的な暴言内容に言及した意見や、具体的な職員名を挙げた意見も多くある。複数の被収容者より重ねて名前が挙げられている職員もいる。貴所内の暴言は増加しているものと見受けられる。暴言に関する調査を含め、暴言をなくすための取組を一層強化するよう要請する。	職員の暴言に関しては、そのような事実は認識していないものの、引き続き不適切な暴言等を防止すべく、職員研修を通じて、職員の人権意識の向上及び適正な職務執行能力の向上に努めていく。
365	北九州医刑	R4.3.28	職員の身上調書において、友人や家族の住所の記載を義務付けているが、友人や家族の住所を把握する合理的な必要性はないと思われる。また、誰を友人と考えるのかという個人の内心の領域に踏み込む内容であること（憲法１９条参照）、刑務所に住所を知らせることについて友人や家族から了解を得ずに職員が記載した場合、刑務所が職員にプライバシー侵害行為を教唆したことに該当しかねないことなどから、相当性も認められない。以上の理由から、同取扱いの取りやめを要請する。	有事の際に連絡等をとれるようにするため、友人や家族の住所の記載する欄を設けているが、「記載したくない場合は空欄のままでもよい」旨、同調書に明記している。
366	北九州医刑	R4.3.28	新型コロナウイルス感染症対策として、全職員に、一人一箱の手袋を交付してほしいとの意見が届いている。職員の不安軽減のため、視察委員会からも交付を要望する。	各部署の必要に応じ、ニトリルグローブやエンボス手袋等を購入し、感染リスクがある業務ごとに備付け等して、職員に使用させることで、効率的な感染防止対策を講じていることから、全職員個人に対し、箱単

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
				位で交付することについては、現在のところ予定していない。
367	北九州医刑	R4.3.28	マスクが不足していた時期に大量購入した青色マスクが使用できずに困っているとの意見が届いている。白色に限定することなく、青色などの華美でない色合いのマスクの使用も許可するよう要望する。	華美でないマスクについては、使用できる方向で検討する。
368	福岡刑	R4.2.18	余暇時間とは特定の起居動作を義務付けられていない時間帯であり、午睡時間を義務付けることは相当ではないことから、午睡時間を廃止し、短縮されたテレビ視聴時間についても従前どおりに戻すことを検討されたい。	施設の規律及び秩序の維持、保安事故防止等の観点から、午睡時間を設けており、また、テレビの視聴時間の短縮は法令に反するものではなく、時事報道に接する機会も十分に与えていることから、現状のままとする。
369	福岡刑	R3.9.25	被収容者から居室棟の鉄格子及び窓枠に鳥のふんが付着していることについて意見が上がっており、衛生的な観点から予算措置してもらうなどにより、ふん害防止のための継続的措置を採ることを要望する。	被収容者による高所作業は危険が伴うことから、外部業者による清掃及び防鳥ネットでの対応を実施することとした。また、忌避剤での対策を今後検討する。
370	福岡刑	R3.9.25	夏季における面会、診察、点検及び受罰時の上衣の着用について、熱中症対策等の観点から運用の改善について検討されたい。	夏季においては熱中症対策に係る所内規定を発出しており、面会、医務診察、行事及びその他職員が指示した場合を除き、ランニングシャツ又は丸首シャツになることを許可している。
371	福岡刑	R3.12.22	被収容者に対する職員の言葉遣い及び態度について、引き続き職員研修を実施し、被収容者から疑義の生じない対応及び態度を要望する。	若年職員については特に処遇力を向上させている途上であり、やむを得ず強い言動を取ることもあるが、被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行については、継続して職員研修を実施する。
372	福岡刑	R3.7.26	新型コロナウイルス感染症対策に関して、被収容者から職員がマスクを２枚着用していない、フェイスシールドを正しく着けて対応している職員が少数などの意見が上がっていることから、正しい着用方法を徹底することを要望する。	マスク２枚の着用に関する所内規定はなく、１枚の着用でも感染防止は十分期待でき、夏季においては熱中症対策のため１枚としている。また、フェイスシールド着用については所内規定に基づき、正しい着用方法を徹底する。
373	福岡刑	R4.3.28	医療従事者である委員から、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考えると、立場上、会議への参加は望ましいものではないとの意見が挙げられたことから、視察委員会の開催方法について、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今後の全国的なＷＥＢ会議の導入について検討されたい。	ＷＥＢ会議システムが整備され、運用に係る所内規定は定められているものの、視察委員会の会議をＷＥＢ上で行うことの相当性について、設備及び情報セキュリティの問題の有無などを慎重に検討する必要があるところ、こうした問題が解決されていない現状においては実施するには至っていない。
374	麓刑	R4.3.28	職員による被収容者への威圧的な言動、被収容者に対する態度の差異、被収容者を無視するなどの意見が複数寄せられている。特に、職員による指導の際の被収容者の呼び捨てや「あんた」と呼ばれるなどが見られるとの意見が寄せられていることから改善されたい。	被収容者に対する職員の言動については、人権意識の向上を目的とした職員研修の実施や、被収容者に対する指導が威圧的と受け取られないよう具体的な指導場面を想定した事例研究会等を継続的に実施しているところであるが、御指摘のとおり、数年にわたり職員の言動に係る意見が続いていることから、職員が被収容者の理解度や精神疾患等、被収容者ごとの差異を理解した上で、被収容者の呼び方を含めた、それぞれの指導場面に応じた適切な指導を実施するよう、現場職員から具体的な現状を聴取すると同時に、それらを踏まえた改善策を模索し、より効果的な意識改善を図る。
375	麓刑	R4.3.28	被収容者間のいじめ及びそれを職員が黙認しているとの意見が多数寄せられていることから、被収容者間で上下関係ができにくい環境を構築するとともに、職員も被収容者間の動静把握を徹底されたい。	被収容者間のいじめについては、自ら直接職員に対して申し出る被収容者には適切かつ迅速な対応が取れるものの、問題を抱え込み職員に吐露できない被収容者には、その状況の把握が難しい現状にある。引き続き、定期的な転室や面接相談制度等で被収容者間の上下関係に起因したいじめが生じにくい環境を構築するとともに、職員による綿密な巡回や視察を通して、その表情等から不穏な動きを察知し、それらを認知した場合には放置することなく、適切かつ迅速に対応していくために、職員（特に若年職員）のスキルアップを図っていく。
376	長崎刑	R4.2.22	食事について、限られた予算の中で栄養価（特に摂取カロリー）を一定数まで摂取させなければならないという制約はあるが、極力残飯を減らすような献立、栄養価についての被収容者への周知活動などの実施を検討されたい。 また、献立については、他の刑事施設での運用についての情報がある場合には、参考にされたい。	食べ残しが少ない献立の工夫や栄養価についての被収容者への周知活動などについて、積極的に取り組んでいく。
377	長崎刑	R4.2.22	他施設の刑事施設視察委員会との意見交換によって、さらに充実した視察、問題点の理解及び検討が実現することが期待できることから、当視察委員会が他施設の刑事施設視察委員会との意見交換の場を希望した場合には、オンライン会議等の実現を検討願う。	他施設の視察委員会とのオンライン会議による意見交換の御要望があった場合には、必要な協力を検討したい。
378	熊本刑	R4.3.14	令和３年度は全国的な新型コロナウイルス感染症のまん延状況の中、複数回にわたり、貴所内の職員及び被収容者に感染者が出たことが報告され報道もな	新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも万全を期してきたところであるが、全国的なまん延により当所も複数の感染者を出すに至るも、感染拡

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			された。刑務所側からは感染防止に万全を期している旨報告を受けてはいるものの、次年度についても十分な対応を求める。	大させることなく終息させ、現在感染者はいない。今後も、万全な感染防止対策に努めていく所存である。
379	熊本刑	R4.3.14	被収容者に対する職員の言葉遣い、若年職員に対する上司の言葉遣いが悪いという意見があり、信頼関係の基本である言葉遣いについては、特に留意されるように周知、徹底されたい。	言葉遣いについては、幹部職員による指導や人権尊重に関する研修等実施し、日頃から注意喚起を図っているところであり、今後も職員の意識啓発を図っていく。
380	熊本刑	R4.3.14	京町拘置支所内の風呂場、洗面所、トイレの衛生状況についての苦情が散見されたことから、衛生管理については十分に留意されたい。	庁舎等の衛生管理については、常に不衛生にならないよう職員に清掃等の徹底を指示しているが、設備的に古いこともあり、その管理には苦慮しているところ、本年７月には新庁舎へ移転が決定しており、衛生状況についても改善できる見込みである。
381	大分刑	R4.3.24	し好品の購入について、パッケージされていない菓子・菓子パン等を個別に選択して購入できる運用に変更されたい。	優遇措置による自弁のし好品については、効率よく運搬、配布することも考慮してパッケージで運用しており、昨年度の視察委員会の意見を踏まえて、令和３年度から組み合わせを増やして充実を図ったところである。パッケージされていない菓子・菓子パン等し好品を数種用意して個別に選択させる運用は、再度検討したが、管理運営上の支障があるため、対応は困難である。
382	大分刑	R4.3.24	眼鏡の修繕やレンズ交換は、指定事業者で購入した眼鏡以外でも応じるように指定事業者と交渉されたい。	従前は、購入した以外の眼鏡についても修繕を行っていたが、修繕中にフレームが破損したとするクレームに対し、指定事業者が弁償しなければならなくなった事案が複数発生したため、指定事業者の要望を受けて現在の運用に変更したものである。本意見について指定事業者に伝えた上で、対応が可能であるか確認したが、困難とのことである。
383	大分刑	R4.3.24	作業報奨金の支給（使用）制限について、領置金の使用を優先させたり、前月の作業報奨金計算額の２分の１を超えない範囲としたりする運用を変更し、より被収容者が自由に使用できるようにされたい。	作業報奨金の目的は、釈放後の当座の生活資金を確保し、所持金がないことで再犯に及ぶという事態を防ぐことにあることから、原則として釈放の際に支給するとされているものである。そのため、被収容者が物品等を購入する際には、原則として領置金の使用を優先することとしている。 なお、現行の運用においても、使用限度額の範囲を超えた金額を支給することがその使用の目的に照らして相当であると特に認めるときは、使用限度額を超えて使用することを許可する場合もあることから、現行の運用にて対応したい。
384	大分刑	R4.3.24	感染症対策に万全を期すとともに、実際に感染者が発生した場合の対応について、準備を徹底されたい。	新型コロナウイルス感染症対策としては、検温、消毒、マスク及びフェイスシールドの着用等を徹底しており、また、同居家族を含め感染のリスクを認知した場合は、直ちに該当職員を退庁させたり、在宅勤務を指示したりと、外部からウイルスを持ち込まないよう水際対策にも万全を期している。 感染者が発生した場合については、保健所の指導を受けつつ、速やかなスクリーニングを行い、対象者を専用区画に隔離するとともに、隔離区画で勤務する専従班職員の指定を行うなど、感染拡大を防止できる体制としている。
385	宮崎刑	R4.3.30	視察委員会の初回は、令和３年度は７月６日であったところ、できる限り早期に開催していただくことを要望する。	令和４年度の初回の視察委員会は、委員の日程調整を行い、５月中に開催することとしている。
386	宮崎刑	R4.3.30	宮崎刑務所は老朽化がみられるところ、引き続き上級官庁に対して要望を出すなどして、環境を整えていただくことを要望する。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
387	宮崎刑	R4.3.30	被収容者に対して、視察委員会、意見・提案箱の存在及び被収容者との面接について周知徹底していただくことを要望する。	引き続き視察委員会、意見・提案箱の存在及び被収容者と視察委員会との面接について、入所時の告知や所内生活の心得への記載等を通じて周知を行う。
388	宮崎刑	R4.3.30	被収容者に対する言葉遣いの荒さや職員の挑発、差別等の申出が、令和３年度においては、減少傾向にあり、職員に対する研修の効果が表れていると思わるものの、引き続き職員の態度について注意を払っていただくことを要望する。	引き続き、職員に対し、被収容者の人権に対する理解を深めさせ、被収容者処遇に必要な知識及び技能を習得・向上させる目的で研修及び訓練を実施し、適正な職務執行を図るよう努める。
389	宮崎刑	R4.3.30	新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症対策について、引き続き相応適切な対策、対応をしていただくことを要望する。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症対策について、適切な対策を講じ、被収容者の健康管理に努めていく。
390	鹿児島刑	R3.8.24	被収容者からの意見・提案書の内容が同じ内容の繰り返しであることが多いことから、当視察委員会における議論の内容（施設側の意見内容を含む。）について、被収容者に対し、一定程度、周知する方法を検討されたい。	視察委員会の活動内容を周知する目的で、視察委員会ニュースを発行することとし、被収容者が閲覧できる環境を整えた。
391	沖縄刑	R4.2.28	医療体制の充実について、医師の被収容者に対する態度が横柄であるとの意見がある原因に、一人ひとり	各刑事施設の医師の定員は定められており、刑務所という特殊な勤務環境下で各専門分野の医師を一定

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
			に十分な診察時間をかけることができないことがあると思われる。被収容者においても、適切な医療を受けることができる権利を有しているのであるから、各専門分野の医師を一定数確保し、被収容者に対して十分な医療を提供できる体制を整えることを検討されたい。	数確保することは難しく、また、予算の都合上、非常勤医師や招へい医師による診察回数を増やすことは困難である。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
392	沖縄刑	R4.2.28	優遇制度について、被収容者の評価はなるべく客観的指標によるべきであり、かつ、被収容者から説明を求められた際には、合理的根拠を示せるような評価体制の構築を希望する。	優遇措置は法律上の規定があり、被収容者の評価は、工場での作業評価、遵守事項違反、懲罰、生活態度の評価、資格取得等を点数化し、審査している。被収容者への説明も適切に行っており、職員から注意・指導を受けることを減らすよう、または、生活を改めるよう指導を行っていることから、現状のままとしたい。
393	沖縄刑	R4.2.28	自殺事案の発生について、突発的な行動を防止することは容易ではないと理解するが、被収容者への接し方や相談体制によっては、兆候を看破することができたかもしれない。また、開閉窓の構造を別のものにしていれば、防げたかもしれないし、見回り体制を工夫すれば、早く発見できたかもしれない。貴所は、多くの命を預かっているという意識を常に持ち、二度と同様の事態が生じないよう、原因究明及び再発防止策の策定を実施されるよう要望する。	自殺のおそれが高い被収容者には、個別に処遇要領等を定めた指示を発出し、勤務者は巡回時に生命、健康状態、逃走、反則行為の取り締まり等に注意しながら巡回している。当所で起きた事案の原因を究明し、他の施設での事案の改善点も踏まえ、設備の不備等を改善するとともに、職員研修等を通して、再発防止を徹底していきたい。
394	佐賀少刑	R4.3.31	しばらくは新型コロナウイルス感染症対策が求められることが予想されることから、受刑者の理解促進及び適切な工夫を求めたい。	新型コロナウイルス感染症の患者が発生して処遇を変更する場合は館内放送を通じて変更内容を告知するとともに、全受刑者に基本的な感染防止対策を徹底するよう指示する。
395	福岡拘	R4.3.30	全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を求める。 また空調設備を設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつその使用時間を延長することを求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
396	福岡拘	R4.3.30	全居室に温湿計等を設置して、温度等の管理を徹底することを求める。	居室棟においては、担当台付近や廊下に温度・湿度計を設置し、温度等を管理しており、現時点において、居室内に温度計等を設置する予定はない。
397	福岡拘	R4.3.30	既に設置が完了したフロアのエアコンの一部について、未設置の居室棟の被収容者との処遇の格差（平等）を理由に稼働させていない運用の見直しを求める。	気候に応じ、電気使用量の制限内において、設置済みのフロアのエアコンを全て稼働させる予定であり、未設置のフロアは、廊下に扇風機を設置して気流を作り、熱気がこもらないよう対策を講じる。
398	福岡拘	R4.3.30	福岡拘置所及び小倉拘置支所における被収容者に対する第３回の新型コロナワクチン接種について、引き続き関係機関と連絡調整の上、希望する被収容者が接種できるよう実施することを求める。	ワクチン接種については、これまでも円滑に実施しているところ、第３回目のワクチン接種についても、既に、当所及び支所が所在する自治体と連絡を行い、必要な手続について協議を開始している。
399	福岡拘	R4.3.30	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置中は、被収容者に対する教誨を中止しているが、教誨、とりわけ死刑確定者に対する教誨は、心情安定を図るためにも重要性を有することから、十分な感染防止対策が可能な教誨室に替わる他の部屋での実施やリモートでの実施の可否を検討されたい。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置中の当所における宗教上の儀式行事（彼岸法要、盆法要等）については、あらかじめ当所教誨師による読経、説話等を録画したものを希望する被収容者に視聴させる方法で実施している。 なお、教誨室が狭あいであるため、教誨師の理解が得られれば、講堂等の広い空間での個人教誨の実施を検討している。
400	福岡拘	R4.3.30	福岡拘置所では、被収容者のうち受刑者については、休庁日の昼食後から午後３時までの横が（午睡）を認めない、受刑者以外の被収容者については、休庁日においても平日同様に昼食後から午後３時までの横が（午睡）しか認めないこととしているが、実際小倉拘置支所では受刑者に対し休庁日には朝食終了後からの終日横がを認めていることから、見直されたい。 また、受刑者以外の被収容者に対する横が制限ついても、見直されたい。	これまでに冬季処遇における感冒対策の一環として、終日にわたる横がを認めてきた経緯はあるが、現状の動作時限において、就寝時間は一般社会と比較しても十分に確保しており、そのほか室内運動の時間も設けて健康管理の面にも配意しているところ、現状において、動作時限を変更する予定はない。 なお、小倉拘置支所においても、本所と処遇の統一を図るため、終日横がを取りやめる方向で検討している。
401	福岡拘	R4.3.30	福岡拘置所では、主食について、日本食品標準成分表による重量変化率ではなく、平成２６年２月１９日から、米と麦の炊飯実験の結果に基づく炊飯倍率として２．２５倍を適用し、全体として低く設定している結果、被収容者に必要な熱量、標準栄養量が給与されていないなどの訴えがある件について、検証するとともに、引き続き、訓令等の遵守を徹底されたい。	米麦については、被収容者食料給与規程に基づき、規程どおりの量を支給しているが、炊飯倍率については、令和４年９月又は１０月にも検証を行う予定である。
402	福岡拘	R4.3.30	被収容者が売店で購入する物品にも現在１０パーセントの消費税が加算されているにもかかわらず、依命通達においては、食料品及び飲料又はし好品の自弁購入額の合計が１，０００円又は５００円を超えない範囲内とされている点について、上級官庁に対し、前記通達の改正を求めるなど対応されたい。	同通達の金額は、上級官庁が社会情勢等を総合的に勘案して定めているため、施設限りで対応できる事柄ではないことから、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内　　容	内　　容（講じなかった場合はその理由）
403	福岡拘	R4.3.30	被収容者に対し、福岡拘置所入所前から精神安定剤等の薬剤が処方されていた場合、これらの薬剤の投与を中止する場合には、徐々に減量するなど慎重に行うこととされていることから、入所後、安易に当該薬剤の処方を打ち切らないように留意されたい。	薬剤の処方については、離脱症状も考慮した上で行っており、被収容者自身の意向に沿えないこともあると承知しているが、今後も被収容者各人の状態を見ながら適切に判断する。
404	福岡拘	R4.3.30	受刑者に貸与する運動靴について、サイズが２５センチメートルから２９センチメートルまでのものが備え付けてあるが、２９センチメートルよりも大きい運動靴も必要な足数備え付けることを検討されたい。	受刑者の使用頻度が高くない、２５センチメートルから２９センチメートルのサイズ以外の運動靴については、備付けを行ってはいないものの、十分な数を確保しており、受刑者が貸与を願い出た場合には、個別に貸与している。
405	福岡拘	R4.3.30	訓令により、未決拘禁者に対しては、運動靴の貸与も自弁での使用も認められていないため、上級官庁に対し、上記訓令の改正を求めるなど対応されたい。	訓令において、運動靴は、受刑者以外の者に対し、貸与する物品又は自弁の使用を許す物品に該当しない旨が定められており、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。
406	福岡拘	R4.3.30	福岡拘置所では、集団運動において、小走り程度以外のランニングを認めていないが、未決拘禁者が十分な運動を行うことができ、健康を維持できるように対応されたい。	当所の戸外運動場の広さから、全力疾走は他の被収容者と衝突するなど、負傷のおそれがあるため認めていないが、小走り程度のランニングなど、健康を保持するための運動は行うことができている。
407	福岡拘	R4.3.30	福岡拘置所では、数珠、ロザリオについて、原則差入れのみしか認めず、社会から差入れをしてもらえない場合のみ自弁購入を許可しているとのことであるが、この原則と例外の運用次第では、憲法や法律に違反するおそれがあるため、被収容者に対し過度に社会からの差入れを求めないようにされたい。	自弁購入について、指定事業者と協議する。
408	福岡拘	R4.3.30	上級官庁に対し、福岡拘置所にソーシャルワーカーや福祉専門官の配置を求めるなど対応されたい。	当所において、ソーシャルワーカー及び福祉専門官は配置されていないが、就労支援スタッフ（非常勤職員）１名が週３回程度出勤しているほか、必要に応じて他施設に対して福祉専門官等による処遇共助を行う準備をするなど、受刑者の社会復帰、就労支援等の業務を行っており、支障なく対応できている。 今後、当所において、高齢又は障害のある受刑者等の収容増加等により、福祉専門官の配置が必要であると認識した場合は、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。